成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号) 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準 平

定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。) は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。 改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削

	第一節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アヤットの額	第一節 総則(第二百二十九条一 <u>第二百三十一条の三</u>)	第六章 証券化エクスポージャーの取扱い	第四節 [略]	第九款 その他資産等(第百六十一条一 <u>第百六十一条の四</u>)	[第一款~第八款 略]	第三節 信用リスク・アセットの額の算出	[第一節・第二節 略]	第五章 信用リスクの内部格付手法	[第一章~第四章 略]	目次	改正後
、款	第一節 「同左」	第一節 総則(第二百二十九条一 <u>第二百三十一条</u>)	第六章 [同左]	第四節 [同左]	第九款 その他資産等(第百六十一条—第百六十一条の三)	[第一款~第八款 同左]	第三節 [同左]	[第一節・第二節 同左]	第五章 [同左]	[第一章~第四章 同左]	目次	改正前

第二百八十五条の五・第二百八十五条の六) 第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例 (第二百八	二一 <u>第二百八十五条の四</u>) 第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例(第四節 証券化エクスポージャーに係る特例(第二百八十五条の	[第一節~第三節 略]	第七章 マーケット・リスク	[第六章の二・第六章の三 略]	*	第三款 信用リスク削減手法(第二百五十一条一第二百五十三	第七目 適格STC証券化エクスポージャー(第二百五十条の	第六目 リスク・ウェイトの上限(第二百五十条)	九条)	第五目 標準的手法準拠方式(第二百四十五条—第二百四十	汁	第四目 内部評価方式(第二百四十四条一第二百四十四条の	※	第三目 外部格付準拠方式(第二百四十一条—第二百四十三	+**	第二目 内部格付手法準拠方式(第二百三十五条—第二百四	第一目 総則(第二百三十二条一第二百三十四条)	第二款 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの取扱い
第二百八十五条の六・第二百八十五条の七) 第六節 コリレーション・トレーディングに係る特例 (第二百八	二一 <u>第二百八十五条の五</u>) 第五節 特定順位参照型クレジット・デリバティブに係る特例(第四節 証券化エクスポージャーに係る特例(第二百八十五条の	[第一節~第三節 同左]	第七章 [同左]	[第六章の二・第六章の三 同左]												三条)	第二款 内部格付手法の取扱い(第二百三十六条一第二百五十	※)

十五条の七一第二百八十五条の十二)

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例 (<u>第二百八十五条の十三</u>)

第八章 [略]

料則

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 | 第 号に定めるところによる。

二の二 再証券化取引 証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引をいう。ただし、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。

イ 原資産の全部が証券化エクスポージャーである証券化取引であって、当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一の原資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの

. [器]

[川〜六の川 器]

と 標準的手法 第二十五条から<u>第百二十条までに定めるところ</u>に より、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

[八・九 略]

十五条の八一第二百八十五条の十三

第七節 特定項目のうち調整項目に算入されない部分等に係る特例 (<u>第二百八十五条の十四</u>)

第八章 [同左]

野則

第一条 [同左]

[一・二 同左]

二の二 [同左]

(原資産の全部が<u>単一の証券化取引に係るエクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)</u>である証券化取引であって、当該証券化取引の前後で証券化取引に係るリスク特性が実質的に変更されていないもの

口 [同左]

[三~六の三 同左]

七 標準的手法 第二十五条から<u>第百二十条まで及び第二百二十九条から第二百三十五条までに定める方法</u>により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

[八·九 同左]

十 内部格付手法 第百二十一条から<u>第二百二十八条までに定める</u> と<u>ころ</u>により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう

[十一~十八 器]

-九 原資産 次に掲げるいずれかに該当する資産をいう。

イ 資産譲渡型証券化取引において<u>オリジネーターその他の者</u>が 証券化目的導管体に譲渡する資産

四三點

<u>土九の二</u> 原資産プール 証券化取引において信用リスクの移転の対象となった全ての原資産の集合をいう。

[二十~八十九 器]

- 当該エクスポージャーに内部格付手法を適用するために十分 な情報を取得していること。

- 内部格付手法 第百二十一条から<u>第二百三十一条まで及び第二百三十六条から第二百五十三条までに定める方法</u>により、信用リスク・アセットの額を算出する手法をいう。

[十一~十八 同左]

一九 [同左]

資産譲渡型証券化取引において<u>オリジネーター</u>が証券化目的 導管体に譲渡する資産

1 [同左]

[号を加える。]

[二十~六十七 同左]

大十八 適格流動性補完 証券化目的導管体が裏付資産に係るキャッシュ・フローを受け取るタイミングと証券化エクスポージャーの元利払いのタイミングのミスマッチその他これに類する事由により裏付資産に係るキャッシュ・フローが証券化エクスポージャーの元利払いに不足する事態に対応するための信用供与(コミットメント(スタンドバイ契約、クレジットライン等をいう。以下同じ。)及び債権買取契約を含む。)であって、かつ、次に掲げる性質を全て満たすものをいう。

- ′ 信用供与の条件が契約により明確に定められていること。
- 口 信用供与の極度額が裏付資産の処分及び信用補完により全額 の回収が見込まれる額に限定されていること。
- ハ 信用供与を実行する以前に生じた損失の補塡に利用されるも

成するエクスポージャーの一部についてのみ前号イ及びロに掲げ 混合プール 裏付資産のプールであって、当該プールを構

るエクスポージャーの全てが第六十八号イ及びロに掲げる要件の

<u>土土</u> SAプール 裏付資産のプールであって、当該プールを構成す いずれかを満たさないものをいう。 の裏付資産の全額に対して、金利スワップ又は通貨スワップのカ ウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除き、第 る要件の全てを満たすものをいう。 **一順位の請求権により裏付けられているものをいう。ただし、** 最優先証券化エクスポージャー 証券化エクスポージャー

> 的に無条件に実行されるように仕組まれたものでないこと。 のではなく、かつ、実際の資金需要と無関係に定期的又は継続

- 審査を行っていること。 として実行されることを防止するために、裏付資産の信用力の デフォルトした裏付資産に対する信用補完を行うことを目的
- 以上であるときに限り信用供与が実行されるものであること。 当該証券化エクスポージャーに付与された当該格付が投資適格 機関が格付を付与している場合は、信用供与の実行時において 流動性補完の対象となる証券化エクスポージャーに適格格付
- へ 流動性補完の提供者が利益を受けうる信用補完がすべて利用 された場合は、それ以降の信用供与が停止されること。
- く、かつ、債務の繰延べ又は放棄の対象とならないこと。 証券化取引における他の投資家の権利に劣後するものではな

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

の最優先証券化エクスポージャーが階層化されることにより優先順位の異なる複数の新たな証券化エクスポージャーを生じさせる取引を行った場合にあっては、複数の証券化エクスポージャーのうち最も優先する証券化エクスポージャーのみを最優先証券化エクスポージャーとして取り扱うものとする。

<u>七十二</u> 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー(委託又は再委託に基づき、<u>原資産</u>の管理、<u>原資産の</u>管理、原資産の債務者に対する<u>原資産</u>の請求及び回収金の受領事務を受託した者をいう。以下<u>この号</u>において同じ。)が行う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。

「イ・ロー器」

[号を削る。]

<u>六十九</u> 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス 投資家に対する支払を滞りなく行うことを目的として、約定された額の範囲内でサービサー(委託又は再委託に基づき、<u>原債権</u>の管理、<u>原債権の</u>管理、<u>原債権の債務者に対する原債権の請求及び回収金の受領事務を受託したものをいう。以下この号及び第七十二号</u>において同じ。)が行う信用供与であって、次に掲げる性質を有するものをいう。

[イ・ロ 同左]

<u>七十</u> コントロール型の早期償還条項 次に掲げる性質をすべて満たす早期償還条項をいう。 イ 早期償還が行われる場合に十分な償還原資及び流動性を確保

するための適切な計画が存在すること。

- : すべての取引期間(早期償還が開始されてから債務の返済が完了するまでの期間を含む。)にわたって、毎月の一定時点における商工組合中央金庫及び投資家の未収債権の残高の割合に応じて利息、元本、費用、損失額及び回収額が配分されること
- ハ 早期償還の開始から終了までの期間は、当該開始時点における証券化目的導管体の債務総額の九十パーセント以上が償還又

[号を削る。]

[号を削る。]

[カ十川の川〜カ十カ 器]

土人 TLAC規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準(平成三十一年金融庁告示第八号。以下「銀行TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの(平成三十一年金融庁告示第九号。以下「銀行持株会社TLA

はデフォルトしたものとして認識されるのに十分な程度の長期に設定されること。

二 へに定める期間内のいずれの時点においても、未償還残高は、当該期間において均等額の償還を行った場合の未償還残高を下回ってはならない。

<u>七十一</u> 非コントロール型の早期償還条項 早期償還条項のうちコントロール型の早期償還条項を除いたものをいう。

<u>七十二</u> エクセス・スプレッド 証券化目的導管体が受け取る収益その他の収入の合計額から、投資家への元利払いの額、サービサーへの支払手数料、貸倒償却その他証券化エクスポージャーに対する元利払いに優先する証券化目的導管体の費用を控除した額のことをいう。

[七十二の二~七十七 同左]

[号を加える。]

C告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準(平成三十一年金融庁告示第十号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

<u>七十九</u> その他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定するその他外部TLAC調達手段をいう。

手段をいう。

<u>八十</u> その他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの及び特例外部TLAC調達手段をいう。ただし、TLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。

<u>八十一</u> TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行 持株会社TLAC告示第四条第四項及び最終指定親会社TLAC 告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

<u>土二</u> 特例外部TLAC調達手段 TLAC除外債務に相当する 債務と法的又は経済的に同順位であって、その全部又は一部が本

[号を加える。]

[号を加える。]

[号を加える。]

号を加える。」

邦以外の国又は地域の金融当局によってその他外部TIAC調達 手段に相当すると認められているものをいう。

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 [略]

2 [略]

第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式 をいう。

[一~二 器]

』 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を<u>生じさせて</u> おらず、かつ、当該期待を<u>生じさせる</u>内容が定められていないこ ,

[五~十四 器]

(その他Tier1資本の額)

第六条 [略]

[2・3 黙]

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。)に該当するものを除く。)をいう。

(普通株式等Tier1資本の額)

第五条 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

[一~三 同左]

9 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこ

٥

[五~十四 同左]

4 [同左]

(その他Tier1資本の額)

第六条 [同左]

[2・3 同左]

4 [同左]

- [略]

: 残余財産の分配又は<u>倒産処理手続</u>における債務の弁済若しくは <u>内容の変更</u>について、発行者の<u>他の債務(Tier2資本調達手</u> 段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当 する債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること

[三・四 略]

正 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして<u>償還を</u>行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後)に発行者の任意による<u>とき</u>に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [器]

ロ 償還又は買戻しについて<u>期待を生じさせる</u>行為を発行者が行っていないこと。

、発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

[七~十五 略]

 Ω

· [同左]

| |

残余財産の分配又は<u>倒産手続</u>における債務の弁済若しくは<u>変更</u>について、発行者の<u>他の債務</u>に対して劣後的内容を有するものであること。

[三·四 同左]

、 償還を行う場合には<u>発行後</u>五年を経過した日以後(発行の目的に照らして<u>発行後五年を経過する日前に償還を</u>行うことについて やむを得ない事由があると認められる場合にあっては、<u>発行後五年を経過する日前</u>)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

[同左]

ロ 償還又は買戻しについて<u>の期待を生ぜしめる</u>行為を発行者が 行っていないこと。

> [同左]

大 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

[七~十五 同左]

[同左]

S

第七条 (Tier2資本の額 第二条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の 一器 0 第七条 [同左] (Tier2資本の額) [同左]

額は、次に掲げる額の合計額とする。

[一~四 器]

部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。次号並びに が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部T 合中央金庫又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外 第八条第七項及び第八項において同じ。) 特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、商工組 達手段を発行する者(以下この号において「発行者」という。) 特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調 LAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

||>| その他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

資本調達手段に該当するものを除く。)をいう 要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式又はその他Tier 1 第一項及び前項の | Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる

調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。) <u>内容の変更</u>について、発行者の他の債務(<u>その他Tier1資本</u> 残余財産の分配又は<u>倒産処理手続</u>における債務の弁済若しくは

> | | | | | 同左]

[号を加える。]

[号を加える。

[同左]

4 [同左]

[同左]

的内容を有するものであること。 について、発行者の他の債務(<u>劣後債務</u>を除く。) に対して劣後 残余財産の分配又は<u>倒産手続</u>における債務の弁済若しくは<u>変更</u>

に対して劣後的内容を有するものであること。

[1]

딥 性を高める特約が定められていないこと。 の期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る に第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。)を行う蓋然 は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並び 特約その他の償還等(償還期限が定められていないものの償還又 償還期限が定められている場合には<u>、発行時</u>から償還期限まで

田 戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。 ると認められる場合にあっては、発行後) に発行者の任意による 目的に照らして<u>償還等を</u>行うことについてやむを得ない事由があ <u>ときに</u>限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の

П

行っていないこと。 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が

> 一器

[六~十 器]

ű [器]

(資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額)

第七条の二 第二条の二第一項の算式において、資本バッファーに係

[1] [同左]

긷

第十九条第四項第四号及び第五号において同じ。)を行う蓋然性 償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに 約その他の償還等(償還期限が定められていないものの償還又は 期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特 を高める特約が定められていないこと。 償還期限が定められている場合には<u>発行時</u>から償還期限までの

田 いてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行 的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことにつ 掲げる要件の全てを満たすものであること。 を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に <u>後五年を経過する日前</u>)に発行者の任意による<u>場合に</u>限り償還等 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後 (発行の目

[同左]

U が行っていないこと。 償還等又は買戻しについて<u>の期待を生ぜしめる</u>行為を発行者

ハ [同左]

[六~十 同左]

Ω [同左]

(資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額)

第七条の二 [同左]

る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

・ 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

[イ〜川 黙]

.

器

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

5八条 [略]

 $[2 \sim 5$ 器]

- 第五条第二項第三号、第六条第二項第二号及び第七条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出

- 普通株式等Tier1資本の額(第二条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第四条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

[イ〜ニ 同左]

[二·三 同左]

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

[2~5 同左]

第八条

[同左]

6 [同左]

- 第五条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であって連結自己資本比率の算出

。)のうち普通株式に相当するものの額とする せるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段 図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という の金融機関等の対象資本調達手段 められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他 に相当するものに限る。以下<u>この項及び次項第一号</u>において同じ 基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するもの 適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の 相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい 以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に **達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。** 普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調 本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上さ に類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認 は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これ ると認められる場合 図的に商工組合中央金庫又は連結子法人等の普通株式、その他T に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において 規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に er1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有してい を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意 (商工組合中央金庫若しくは連結子法人等又 (次号及び第三号において 一色 (資

おいて「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達 ける当該他の金融機関等の対象資本調達手段 当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)にお その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相 子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資 保有していると認められる場合(商工組合中央金庫若しくは連結 、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を 適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の 相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい 以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に 達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。 普通株式、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調 本調達手段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式 せるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段 の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上さ に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において 段」という。)のうち普通株式に相当するものの額とする。 機関等が意図的に商工組合中央金庫又は連結子法人等の普通株式 おいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融 に相当するものに限る。以下<u>この条及び第十条第二項第一号へ</u>に 基準において連結自己資本比率の算式の分子の額を構成するもの 規制金融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に (次号及び第三号に

[二・三 同左]

- 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号<u>並びに第七条第二項第三号及び第五号</u>に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
-)における当該<u>対象資本等調達手段の額(その他外部TLAC</u>関 る場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。 連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められ する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は び第十一項において同じ。)の対象資本等調達手段(対象資本調 金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超え 額は、少数出資調整対象額 AC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺するこ ポジションを保有するときであっても、 かわらず、商工組合中央金庫又は連結子法人等が少数出資金融機 合計額(当該額を算出する場合においては、第十一項の規定にか 連調達手段にあっては、その他外部TLAC関連調達手段の額の 又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対 及び第十条第二項第一号へにおいて同じ。) を商工組合中央金庫 <u>達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条</u> る議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及 とはできないものとする。) から少数出資に係る五パーセント基 関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の (第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一 (少数出資金融機関等 (商工組合中央 これらのその何外部T L
- 第五条第二項第四号、第六条第二項第三号及び第七条第二項第三号上に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 有割合 に相当するものの額を少数出資に係る

 対象資本調達手段合計額 合計額を控除した額に十ペーセントを乗じて得た額をいう。)を から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げ び第十一項において同じ。)の対象資本調達手段を商工組合中央 る議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及 除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする 控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう る額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の において「少数出資に係る<u>対象資本調達手段合計額</u>」という。) られる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除 又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認め に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫 金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等 金庫及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超え 額は、少数出資調整対象額 く。)における当該<u>対象資本調達手段の額</u>の合計額(以下この項 次号及び第三号において同じ。) に少数出資に係る普通株式保 第五条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式の (少数出資金融機関等の<u>対象資本調達手段</u>のうち普通株式 (少数出資金融機関等 (商工組合中央

。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。) <u>計額</u>で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。 株式に相当するものの額を少数出資に係る<u>対象資本等調達手段合</u> をいう。<u>以下この項</u>において同じ。) に少数出資に係る普通株式 の項において「少数出資に係る<u>対象資本等調達手段合計額</u>」とい 場合には、零とする。 保有割合 る額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げ 号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセン う。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号 <u>AC関連調達手段の額」という。)とする。)</u>の合計額(以下こ トを乗じて得た額をいう。 (少数出資金融機関等の<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通 第四号において「基準超過その他外部TL)を控除した額(当該額が零を下回る

1 第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tierl資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tierl資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に

第六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tierl資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tierl資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

| |

第七条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係

| | |

係る<u>対象資本等調達手段合計額</u>で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

里 第七条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部 TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に 係るその他外部TLAC保有割合(少数出資金融機関等の対象資 本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の 額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合 をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第六条第二項第四号<u>並びに第七条第二項第四号及び第六号</u>に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

 ∞

第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本等調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。)のうちその他Tier1

イ〜川 晃」

二 第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段

る<u>対象資本調達手段合計額</u>で除して得た割合をいう。) を乗じて得た額とする。

[号を加える。]

第六条第二項第四号<u>及び第七条第二項第四号</u>に掲げる額は、次に 定めるところにより算出した額とする。

. 第六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を商工組合中央金庫又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tierl資本調達手段に相当するものの額とする。

[イ〜ニ 同左]

第七条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>の

のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

- 三 第七条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。
- 第五条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
- その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

- 10 第五条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準 10 超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十ペーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五ペーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項

うちTier2資本調達手段に相当するものの額とする [号を加える。]

9 [同左]

その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十ペーセント基準額(第五条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十ペーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

二・三 同左]

0 [同左]

- 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十ペーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の額から第五条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五ペーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第

第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た

- 1 第七項各号及び第八項各号に<u>規定する</u>額並びに第九項第一号及び 前項第一号に掲げる額を算出する場合において、商工組合中央金庫 又は連結子法人等が少数出資金融機関等の<u>対象資本等調達手段</u>又は その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>に係る一定のショート ・ポジションを保有するときは、これらの<u>対象資本等調達手段</u>と対 応するショート・ポジションを相殺することができる。
- 12 第七項各号及び第八項各号に<u>規定する</u>額並びに第九項第一号及び 第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる<u>もの</u> に該当する<u>対象資本等調達手段</u>があるときは、当該<u>対象資本等調達</u> <u>手段</u>を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲 げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊 事情その他の事情を勘案して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長 官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限る

一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

[二・三 同左]

- 1 第七項各号及び第八項各号に<u>定める</u>額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、商工組合中央金庫又は連結子法人等が少数出資金融機関等の<u>対象資本調達手段</u>又はその他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの<u>対象資本調達手段</u>と対応するショート・ポジションを相殺することができる。
- 12 第七項各号及び第八項各号に<u>定める</u>額並びに第九項第一号及び第 十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる<u>資本調達手段</u>に該当する<u>対象資本調達手段</u>があるときは、当該<u>対象資本調達手段</u>を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に 掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特 殊事情その他の事情を勘案して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁 長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限 るものとする。

- [略]

二 引受け(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。)により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本等調達手段

[13·14 略]

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算 出することを要しない。

· 第二条各号及び第二条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

[イ〜+ 器]

へ 自己保有資本調達手段、<u>対象資本等調達手段</u>、無形固定資産 (のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項 の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、 その他Tier1資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト [器]

[本] 器]

 ω

一 [同左]

| |

. 引受け(金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。第二十条第九項第二号において同じ。)により取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

[13・14 同左]

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第十条 [同左]

2 [同左]

- [同左]

[イ〜ホ 同左]

へ 自己保有資本調達手段、<u>対象資本調達手段</u>、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第五条第二項、第六条第二項及び第七条第二項の規定により普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分

ト [同左]

[二・三 同左]

[同左]

 ω

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 [略]

[2・3 略]

出した額を控除した額をいう。 あっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の た手法(基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫に <u>部分</u>については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いてい 二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、<u>信用</u> 各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じ 在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から<u>第</u> により判定された手法とし、 採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところ ポージャーに係る部分については商工組合中央金庫を標準的手法を において同じ。) とし、<u>信用リスクに係る部分のうち証券化エクス</u> 商工組合中央金庫にあっては標準的手法を含む。第二十四条第四項 リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の て得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第 <u>七条第一項第六号イ及びロ</u>に掲げる額につき当該計算方法により算 第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条 これらの部分以外の部分については現

5 · 6 器

(内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本の下限)

第十三条 [同左]

[2・3 同左]

第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第二条各号及び第二条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第五条第二項各号、第六条第二項各号及び第七条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、<u>信用リスクに係る部分</u>については内部格付手法を使用を開始した日の直前に用いていた手法(基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては標準的手法をいい、先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては標準的手法をかい、先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては標準的手法を含む。第二十四条第四項において同じ。)とし、<u>当該部分以外の部分</u>については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から<u>第七条第一項第六号</u>に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

[5・6 同左]

第十七条 第十八条 [2・3 黙] 規定する普通株式をいう。以下この章において同じ。)に該当する ものを深く。)をいう 掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式(前条第三項に をいう。 [一~二 器] [五~十四 略] 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に (その他Tier1資本の額) (普通株式等Tier1資本の額 第一項の「普通株式」とは、次に掲げる要件の全てを満たす株式 <u>内容の変更</u>について、発行者の<u>他の債務(Tier2資本調達手</u> おらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこ 区器 一路」 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせて 残余財産の分配又は<u>倒産処理手続</u>における債務の弁済若しくは 晃 ω 4 第十八条 第十七条 4 [2・3 同左] | | 回十~王] [一~三 同左] (その他Tier1資本の額) (普通株式等Tier1資本の額) おらず、かつ、当該期待を生世しめる内容が定められていないこ について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するもので [同左] [同左] [同左] [同左] 発行者が発行時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめて 残余財産の分配又は<u>倒産手続</u>における債務の弁済若しくは<u>変更</u> [同左] [同左] [同左] 同左]

段に該当する債務を含み、その他Tier1資本調達手段に該当 する債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること

0

三・四 器]

正 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして<u>償還を</u>行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後)に発行者の任意による<u>とき</u>に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

7 [器]

ロ 償還又は買戻しについて<u>期待を生じさせる</u>行為を発行者が行っていないこと。

ン [悪

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当 該発行者により当該確認について<u>期待を生じさせる</u>行為が行われ ていないこと。

[七~十五 點]

[歴]

(Tier2資本の額)

第十九条 [略]

2 第十四条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項 |

あること。

三・四 同左]

. 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前)に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

[同左]

ロ 償還又は買戻しについて<u>の期待を生ぜしめる</u>行為を発行者が 行っていないこと。

ハ [同左]

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

[七~十五 同左]

5 [同左]

(Tier2資本の額)

第十九条 [同左]

2 [同左]

目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

三 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額(特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この号において「発行者」という。)が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当するものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合を、商工組合中央金庫が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。次号並びに第二十条第四項及び第五項において同じ。)

立 その他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額

| 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段(普通株式又はその他Tier1 資本調達手段に該当するものを除く。)をいう。

一层

1. 残余財産の分配又は<u>倒産処理手続</u>における債務の弁済若しくは <u>内容の変更</u>について、発行者の他の債務(<u>その他Tier1資本</u> 調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。) に対して劣後的内容を有するものであること。

|| [器]

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限まで

[一~四 同左]

[号を加える。]

[号を加える。]

3 [同左]

4 [同左]

[同左]

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務(劣後債務を除く。)に対して劣後的内容を有するものであること。

三 [同左]

償還期限が定められている場合には<u>発行時</u>から償還期限までの

の期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていない。

正 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後(発行の目的に照らして<u>償還等を</u>行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後)に発行者の任意によるときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ [器]

ロ 償還等又は買戻しについて<u>期待を生じさせる</u>行為を発行者が 行っていないこと。

こ [器]

「六~十 器」

5 [器]

(資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額)

第十九条の二 第十四条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

- 普通株式等Tier1資本の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入

期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

. 償還等を行う場合には<u>発行後</u>五年を経過した日以後(発行の目的に照らして<u>発行後五年を経過する日前に償還等を</u>行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、<u>発行後五年を経過する日前</u>)に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

[同左]

: 償還等又は買戻しについて<u>の期待を生ぜしめる</u>行為を発行者が行っていないこと。

ハ [同左]

[六~十 同左]

5 [同左]

(資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額

第十九条の二 [同左]

一 普通株式等Tier1資本の額(第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第十六条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入

しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあって

は、零とする。)

[イ〜川 黙]

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 [略]

3 第十七条第二項第三号、第十八条第二項第二号及び第十九条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする

一 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)(以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手

しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した<u>額</u>

[イ〜ニ 同左]

二・三 同左]

(調整項目の額の算出方法)

第二十条 [同左]

2 [同左]

3 [同左]

- 第十七条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額は、商工組合中央金庫が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)(以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第二条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手

いて単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当す いずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。以下この という。)のうち普通株式に該当するものの額とする 当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号におい ると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における 組合中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その 有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に商 るものに限る。以下<u>この項及び次項第一号</u>において同じ。)を保 融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用され もの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金 条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に相当する 段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式 他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当す 工組合中央金庫の普通株式、その他Tier1資本調達手段又は る経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準にお ier2資本調達手段を保有していると認められる場合 その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段の 「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」 (西工

器

- <u>二項第三号及び第五号</u>に掲げる額は、次に定めるところにより算出 第十七条第二項第四号、 第十八条第二項第三号並びに第十九条第
- 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式

いて単体自己資本比率の算式の分子の額を構成するものに相当す いずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。以下この 達手段」という。)のうち普通株式に該当するものの額とする 号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調 投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合 手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場 図的に商工組合中央金庫の普通株式、その他Tier1資本調達 るものに限る。以下<u>この条及び次条第二項第一号へ</u>において同じ る経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準にお 融機関の資本調達手段にあっては、当該規制金融機関に適用され 段のうち、普通株式に相当するもの(みなし普通株式(普通株式 における当該他の金融機関等の対象資本調達手段 に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。) 合(商工組合中央金庫又は他の金融機関等が他の法人等に対する もの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金 条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に相当する その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段の を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意 (次号及び第三

| ||| 同左」

- <u>項第三号</u>に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とす 第十七条第二項第四号、 第十八条第二項第三号及び第十九条第二
- 第十七条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通株式

する。 をいう。 る場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。 組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められ 外部TLAC関連調達手段をいう。 央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 の額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(商工組合中 数出資に係る<u>対象資本等調達手段合計額</u>」 項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号ま 対応するショート・ポジションを相殺することはできないものと るときであっても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と わらず、商工組合中央金庫が少数出資金融機関等のその他外部T 合計額(当該額を算出する場合においては、第八項の規定にかか 連調達手段にあっては、 していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項におい に掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額 LAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有す <u>―号へにおいて同じ。)</u>を商工組合中央金庫が保有している場合 て同じ。)の<u>対象資本等調達手段(対象資本調達手段又はその他</u> における当該対象資本等調達手段の額(その他外部TLAC関 (他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工 第四号において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段 という。 から少数出資に係る五パーセント基準額(第十七条第一 を控除した額 とする。 その他外部TLAC関連調達手段の額の (当該額が零を下回る場合には、 _の合計額(以下この項において 以下この条及び次条第二項第 という。) から少数田

> 式に相当するものの額を少数出資に係る<u>対象資本調達手段合計</u>額 保有割合(少数出資金融機関等の<u>対象資本調達手段</u>のうち普通株 を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をい の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。) げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額 除く。)における当該対象資本調達手段の額の合計額 められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を 央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 の額は、少数出資調整対象額(少数出資金融機関等(商工組合中 て商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認 る場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通 て同じ。)の<u>対象資本調達手段</u>を商工組合中央金庫が保有してい していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項におい で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする 項において「少数出資に係る<u>対象資本調達手段合計額</u>」という から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲 次号及び第三号において同じ。) に少数出資に係る普通株式 (以下この

資に係る十ペーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十ペーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)に少数出資に係る普通株式保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通株式に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

二 第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手 段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

四 第十九条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部TLAC保有割合(少数出資金融機関等の対象

第十八条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

| |

三 第十九条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

[号を加える。]

資本等調達手段のうち基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

- 5 第十八条第二項第四号<u>並びに第十九条第二項第四号及び第六号</u>に 5 掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。
- 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額は、その他金融機関等(商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。)の対象資本等調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手方ものの額とする。
- 二 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。
- 三 第十九条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部 TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本 等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。
- 6 第十七条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十ペーセント基準

- 第十八条第二項第四号及び第十九条第二項第四号に掲げる額は 次に定めるところにより算出した額とする。
- 第十八条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他Tierl資本調達手段の額は、その他金融機関等(商工組合中央金庫がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。)の対象資本調達手段を商工組合中央金庫が保有している場合(他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて商工組合中央金庫が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他Tierl資本調達手段に相当するものの額とする。
- 1 第十九条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u> のうちTier2資本調達手段に相当するものの額とする。

[同左]

[号を加える。]

超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

- その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十ペーセント基準額(第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十ペーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

- 第十七条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。
- 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十ペーセント基準 対象額(特定項目(その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u> のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ラ イツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るもの に限る。第三号において同じ。)をいう。以下この号において同 じ。)の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五ペーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五ペーセントを乗じ、これを八十五ペーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る<u>対象資本等調達手段</u>のうち普通株式に

その他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>のうち普通株式に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第十七条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

[二・三 同左]

~1

[同左]

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十ペーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。)をいう。以下この号において同じ。)の額から第十七条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。)から特定項目に係る十五ペーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五ペーセントを乗じ、これを八十五ペーセントで除して得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。次号及び第三号において同じ。)に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当

<u>相当</u>するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定 項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得

- 8 第四項各号及び第五項各号に<u>規定する</u>額並びに第六項第一号及び 前項第一号に掲げる額を算出する場合において、商工組合中央金庫 が少数出資金融機関等の<u>対象資本等調達手段</u>又はその他金融機関等 に係る<u>対象資本等調達手段</u>に係る一定のショート・ポジションを保 有するときは、これらの<u>対象資本等調達手段</u>と対応するショート・ ポジションを相殺することができる。
- 第四項各号及び第五項各号に<u>規定する</u>額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる<u>もの</u>に該当する<u>対象資本等調達手段</u>があるときは、当該<u>対象資本等調達手段</u>があるときは、当該<u>対象資本等調達手段</u>を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。
- [器]

本等調達手段

_10・11 略]

するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

[二・三 同左]

- 第四項各号及び第五項各号に<u>定める</u>額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、商工組合中央金庫が少数出資金融機関等の<u>対象資本調達手段</u>又はその他金融機関等に係る<u>対象資本調達手段</u>に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの<u>対象資本調達手段</u>と対応するショート・ポジションを相殺することができる。
- 9 第四項各号及び第五項各号に<u>定める</u>額並びに第六項第一号及び第 七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる<u>資本調達手段</u>に該当する<u>対象資本調達手段</u>があるときは、当該<u>対象資本調達手段</u>があるときは、当該<u>対象資本</u> <u>達手段</u>を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に 掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特 殊事情その他の事情を勘案して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁 長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限 るものとする。
- [同左]
- 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の<u>資本</u>調

達手段

[10・11 同左]

(信用リスク・アセットの額の合計額)

- 出することを要しない。 当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、
- スク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの 第十四条各号及び第十四条の二第一項の算式にマーケット・リ

調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされた er1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る 十八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Ti ものの額に相当する部分 自己保有資本調達手段、<u>対象資本等調達手段</u>、無形固定資産 繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第

一器

[二~四 器]

 ω

园园

の下限) (内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自己資本

第二十四条 一大型

_2・3 黙]

第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四

(信用リスク・アセットの額の合計額)

[同左]

 \aleph [同左]

[同左]

「イ~キ

同左]

个 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産 繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第十七条第二項、第十 のの額に相当する部分 整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされた r 1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調 八条第二項及び第十九条第二項の規定により普通株式等Tie

[同左]

[二~四 同左]

ω [同左]

の下限) (内部格付手法又は先進的計測手法の使用開始に伴う所要自 | 己資本

第二十四条 [同左]

[2・3 同左]

第一項の「信用リスクに係る旧所要自己資本の額」とは、第十四

条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八パーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係る部分以外の部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、信用リスクに係る部分のうち証券化エクスポージャーに係るがジャーに係る部分については商工組合中央金庫を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして第六章に定めるところにより判定された手法とし、これらの部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額を控除した額をいう。

5 · 6 器

(標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リス ク・アセットの額の合計額)

二十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。ただし、第六節においてリスク・ウェイト又は与信相当額の算出方法が定められている場合には、同節の規定により算出した額とする

一次節に規定するリスク・ウェイトを資産の額並びに第三節のオフ・バランス取引並びに第四節の派生商品取引及び長期決済期間

条各号及び第十四条の二第一項の算式の分母の額に八ペーセントを乗じて得た額並びに第十七条第二項各号、第十八条第二項各号及び第十九条第二項各号に掲げる額のそれぞれにつき計算する場合において、信用リスクに係る部分については内部格付手法の使用を開始した日の直前に用いていた手法とし、当該部分以外の部分については現在用いている手法とする計算方法により算出した額の合計額から同条第一項第五号に掲げる額につき当該計算方法により算出した額を控除した額をいう。

[5・6 同左]

(標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫における信用リク・アセットの額の合計額)

第二十五条 [同左]

・ 次節に<u>定める</u>リスク・ウェイトを資産の額<u>又は第三節に定める</u> オフ・バランス取引<u>若しくは第四節に定める</u>派生商品取引及び長

出された信用リスク・アセットの額の合計額 取引の与信相当額に乗じて得た額並びに<u>第六十条の規定</u>により算

|| | に係る信用リスク・アセットの額 第六章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャー

[器]

日 [器]

(格付等の使用基準の設定)

第二十七条

[2・3 器]

*ا*ه 央金庫が設ける第一項に規定する基準において標準的手法を採用し コアとあるのは、それぞれ標準的手法を採用した場合の商工組合中 <u>の項において「格付」と総称する。)</u>又はカントリー・リスク・ス 務返済能力に関する格付をいう。以下同じ。)、<u>短期格付(以下こ</u> 格付又はカントリー・リスク・スコアがない場合には、無格付とす た場合の商工組合中央金庫が用いることが可能な格付又はカントリ 付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格付(債務者の一般的な債 以下この章において格付、個別格付(特定の債務に付与された格 ・リスク・スコアをいい、当該基準において用いることができる

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

信用リスク・アセットの額の合計額 期決済期間取引の与信相当額に乗じて得た額並びに第六十条及び <u>第二百二十九条から第二百三十五条までの規定</u>により算出された

[号を加える。]

[同左]

同左

(格付等の使用基準の設定)

第二十七条 $\begin{bmatrix} 2 \cdot 3 \end{bmatrix}$

同左

同左]

。)、短期格付又はカントリー・リスク・スコアとあるのは、それ 付(債務者の一般的な債務返済能力に関する格付をいう。以下同じ 定の債務に付与された格付をいう。以下同じ。)、債務者信用力格 以下この章及び第六章第二節第一款において格付、個別格付(特

いい、当該基準において用いることができる格付又はカントリー リスク・スコアがない場合には、無格付とする。 金庫が用いることが可能な格付又はカントリー・リスク・スコアを に規定する基準において標準的手法を採用した場合の商工組合中央 ぞれ標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が設ける第一項

(不動産取得等事業向けエクスポージャー)

第四十七条 第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定にかかわ 第四十七条 5ず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向け エクスポーンャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向け エクスポーンマーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その エクスポールの収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。第二百 他の収入に五十条の二第三項第二十号において「不動産取得等事業向けエクス スク・ウェージャー」という。)のリスク・ウェイトは、第四十二条又は第 パーセン 四十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パー セントとする。

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

第五十三条の三の三 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫にあっては、第三十三条から前条までの規定にかかわらず、その他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者(以下この条において「発行者」という。)が当該特例外部TLAC調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段を発行するものに算入している割合を、当該商工組合中央金庫が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。)のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第四十条に定めるところによる。

第四十七条 第四十二条、第四十三条及び第四十五条の規定にかかわらず、不動産の取得又は運用を目的とした事業に対する法人等向けエクスポージャー、中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャーであって、返済が専ら当該不動産からの賃料その他の収入に依存しているもの(前条に規定するものを除く。)のリスク・ウェイトは、第四十二条又は第四十三条の規定により百五十パーセントとなる場合を除き、百パーセントとする。

[条を加える。]

(リスク・ウェイトのみなし計算)

<u>第五十三条の四</u> 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、

保有するエクスポージャー(出資の性質を有するものに限る。以下この条、第百三十一条第七項及び第百四十九条において「保有エクスポージャー」という。)のリスク・ウェイトを直接に判定することができないときには、当該リスク・ウェイトをこの条に規定するところにより算出するものとする。

標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、保有エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産及び取引(以下この条、第百三十一条第七項及び第百四十九条において「裏付けとなる資産等」という。)のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する会社、組合その他これらに準ずる事業体(以下この条及び第百四十九条において「事業体」と総称する。)の総資産の額で除して得た割合を、当該保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとす。

当該商工組合中央金庫により十分かつ頻繁に取得されていること。

独立した第三者により検証されていること

前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央 金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・

[条を加える。]

アセットの総額を算出するに当たっては、当該商工組合中央金庫を 当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条 の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」 とあるのは「掲げる額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額 と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派 生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を 取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に 一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の 与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替える ものとする。

- 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該エクスポージャーについて当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いることができる
- 前項の場合において、同項の第三者が判定したリスク・ウェイトを用いて保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、当該第三者を当該裏付けとなる資産等を直接保有する商工組合中央金庫とみなして、第二

十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額とし、当該合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、「同節」とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

- 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができないときであって、裏付けとなる資産等の運用に関する基準(以下この条及び第百四十九条において「資産運用基準」という。)が明示されているときには、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いることができる。
- 前項の場合において、標準的手法を採用した場合の商工組合中央 金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・

アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき当該信用リスク・アセットの総額が最大となる裏付けとなる資産等の構成を想定するものとし、かつ、当該商工組合中央金庫を当該構成による裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「掲げる額の合計額」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引以外の派生商相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

- 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が、第二項又は第 大項の規定により保有エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出 するときには、次の各号に掲げるリスク・ウェイトに当該各号に定 める値を乗じる調整を行ってリスク・ウェイトを算出するものとす る。ただし、当該調整の結果として得られるリスク・ウェイトが千 二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセントとす る。
- 第二項のリスク・ウェイト 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た値
- 二 第六項のリスク・ウェイト 前号に定める値であって、資産運

用基準において許容される最大のもの

- 9 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項の適用を受けることができないときであって、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定める比率を当該リスク・ウェイトとして用いることができる。
- . 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント
- 二 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセン
- 10 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第六項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを用いるものとする。

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第七十条 簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保は、次に掲げるものとする。

[一~三 器]

四 適格格付機関が格付を付与している債券であって、次のイから へまでのいずれかに該当するもの。ただし、前号に該当するものを除く。

[器]

(簡便手法を用いる場合の適格金融資産担保)

第七十条 [同左]

[一~三 同左]

7

[同左]

[同左]

П 十五条第一項第一号において同じ。)が2一2、4一3又は6 与された格付に対応する信用リスク区分(第四十条又は第四十 <u>―10</u>(再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以 上であるもの 第四十三条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七 イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付 条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については

図器

第七十五条 04 04 整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものと 当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目 対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っ ボラティリティ調整率を用いるときにおいて、包括的手法の計算の ており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に、 でにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的

次の表に定めるボラティリティ調整率 与した格付その他の条件、債券の残存期間及び発行体に応じて 適格金融資産担保が債券である場合 適格格付機関が債券に付

> П <u>— 3</u> (再証券化エクスポージャーに該当するものを除く。)以 十五条第一項第一号において同じ。)が2-2、4-3又は6与された格付に対応する信用リスク区分(第四十条又は第四十 上であるもの 第四十三条第一項の表を準用するものとする。次号及び第七 ·条に掲げる主体の発行する債券に付与された格付については イに掲げる債券以外の債券であって、適格格付機関により付

> [同左]

[五~七 同左]

第七十五条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的 対象とする取引について毎営業日の時価評価又は担保額調整を行っ 整率は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものと H 当該資産を保有すると仮定する期間をいう。以下この目から第四目 ており、かつ、保有期間(ボラティリティ調整率を計算する際に ボラティリティ調整率を用いる<u>場合</u>において、包括的手法の計算の でにおいて同じ。)が十営業日のときに用いるボラティリティ調

[同左]

適格格付機関の格

残存期間

ボラティリティ調整率

適格格付機関の格

残存期間

ボラティリティ調整率

信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、	<u>0−3、0−4</u> 7 しくは7−1の場 合又は第七十条第 三号に該当する場	1 1, 2 1, 4-1, 5-1, 6-1, 6-2, 6-2, 4#	Х	リスク区分等
一年以下	五年超	一年超五年 以下	一年以下	
I	四	11	□ 五	特定の発行 体の場合 (パーセント)
11	\mathcal{N}	Ш	l	特定の発行 特定の発行 証券化エク 体の場合 (体以外の発 スポージャ パーセント 行体であっ 一の場合 (て証券化エ パーセント クスポージ) *ー以外の 場合 (パー セント)
	+ *	Ж	Į Į	特定の発行 証券化エク 体以外の発 スポージャ 行体であっ 一の場合 (て証券化エ パーセント クスポージ) ャー以外の 場合 (パー セント)
信用リスク区分が 1-2、1-3、 2-2、4-2、	一1の第日入は先七十条第三号に該当する場合	1 1、2 1、 4-1、5-1、 <u>6-1</u> 帯しくは7	_ <u>U</u>	リスク区分等
信用リスク区分が 一年以下 1-2、1-3、 2-2、4-2、	一1の参言火は鬼 七十条第三号に該 五年超 当する場合	1 1、2 1、 4-1、5-1、一年超五年 <u>6-1</u> 若しくは7 以下	信用リスク区分が 一年以下	
スク区分が 1一3、 4—2、	文 中心 2 5 7 7 8 数	1、5—1、 1、5—1、 1括Uへは7	リスク区分が	リスク区分等
スク区分が 1一3、 4—2、	子に該 五年超	1、2 1、 1、5—1、 —年超五年 1 <u>若</u> 比くは7 以下	リスク区分が 一年以下	

得る複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パー セントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信 相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・	テクションを提供するときには、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パー	第百十七条 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロ	(プロテクションを提供した場合)	[略]	注		4-3、5-2、 5-3、 <u>6-5、</u> <u>6-6、6-7、</u> <u>6-8、6-9、</u> <u>6-10、7-2若</u> しくは7-3の場 合又は第七十条第
	するときにはポージャーの	手法を採用し オルト型クロ	を提供したも				一年超五年 以下 五年超
<u>á該クレジッ</u> 、を乗ずるこ	t、プロテク Dリスク・ウ	た場合の商)
ト・デリバラとにより、信	ションの提供エイトを干二	工組合中央会 リバティブに	;工組合中央{				+ 11 >+
ディブの <u>与信</u> 信用リスク・	クションを提供した場合) 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がファーウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロウ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロンを提供するときには、プロテクションの提供対象となりのエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十パー上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・				日 十 1 1		
ト・デリバティブに格付を付与しているときは、商工組合中央金庫は、当該プロテクションの提供に係るエクスポージャーについて第 六章の規定を準用することにより定められるリスク・ウェイトを適	テクションを <u>提供</u> ト・デリバティブ	第百十七条 標準的スト・トゥ・デフ		[同 <i>t</i> 司左]	$\widetilde{\mathbb{H}}$	[同左]	4-3、5-2、 5-3、 <u>6-2</u> 、 <u>6-3</u> 、7-2若 しくは7-3の場 合又は第七十条第 五号の条件を満た す場合
)+ 法を採用した場合の個工組合中央金庫がファーオルト型クレジット・デリバティブによってプロ する場合において、適格格付機関が当該クレジッ に格付を付与しているときは、商工組合中央金庫	を提供した場合) 手法を採用した場合の商工組合中央金庫がファー オルト型クレジット・デリバティブによってプロ する場合において、適格格付機関が当該クレジッ				一年超五年 以下 五年超	
)+ [ii
			† \$ } }				+ 1 >+
	中央金庫がファー イブによってプロ 園が当該クレジッ 5 工組合中央金庫						

アセットの額を算出するものとする。

[項を削る。]

(プロテクションを提供した場合)

面十九条 第百十七条の規定は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、「信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、プロテクションの提供対象となり得る複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額を拍除することができる」と読み替えるものとする。

用しなければならない。

② 前項に規定する場合において、適格格付機関が格付を付与していないときは、商工組合中央金庫は、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのリスク・ウェイトを千二百五十ペーセントを上限として合計し、当該クレジット・デリバティブの与信相当額に当該リスク・ウェイトを乗ずることにより、信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

(プロテクションを提供した場合)

第百十九条 第百十七条の規定は、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫がセカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブによってプロテクションを提供する場合について準用する。この場合において、同条第一項中「ファースト・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」とあるのは「セカンド・トゥ・デフォルト型クレジット・デリバティブ」と、同条第二項中「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない」とあるのは「信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。ただし、プロテクションの提供対象となりうる複数のエクスポージャーのうち、当該クレジット・デリバティブの想定元本額を限度としてプロテクション提供者のリスク・ウェイトを適用したときに信用リスク・アセットの額の削減効果が最も小さい一のエクスポージャーについて削減される信用リスク・アセットの額を控除することができる」と読み替えるものとする。

(期待損失額)

第百三十一条 [略]

2~6 點]

■ 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が、第百四十九条の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、同条第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するときに、当該裏付けとなる資産等に内部格付手法を適用するエクスポージャーが含まれるときは、当該エクスポージャー(同条第一項に規定する保有エクスポージャーに相当する部分に限る。)の期待損失額の算出については、前各項の規定を準用する。

第百三十三条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫の信 用リスク・アセットの額の合計額とは、次に掲げる額の合計額をいう。

内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第百五十六条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポ

(期待損失額)

第百三十一条 [同左]

[2~6 同左]

[項を加える。]

第百三十三条 [同左]

・ 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャパージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャニについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第百五十六条第一項に規定するリース料をいう。)、同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第百四十八条第一項第二号に掲げるPD/LGD方式

一ジャーの期待損失額に千二百五十ペーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百四十九条第十項の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百六十一条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第百六十一条の二の規定により算出されるにおいる信用リスク・アセットの額並びに特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第百四十九条(第十項を除く。)の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

一内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的手法を適用する部分につき、第二十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、回条中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものと

三 次章に定めるところにより算出した証券化エクスポージャーに 係る信用リスク・アセットの額

[編] 四

[略] 正

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百 五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第百六十一 条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに 特定項目のうち第二条第一号又は第十四条第一号の算式における 普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入されなかっ た部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合 計額に一・○六を乗じて得た額並びに<u>その他資産</u>及びリース取引 における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

一内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が標準的手法を適用する部分につき、第二十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定を準用することにより標準的手法により算出した信用リスク・アセットの額の合計額。この場合において、同項中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。

[号を加える。]

三 [同左]

日

[同左]

(事業法人等向けエクスポージャーのEAD)

<u>の</u> 四 [略] [4~8 略]	エクスポージャーのうち契約当初の満期が一年未満のものについては、一年の下限を適用しない。この場合において、マチュリティは、一日以上の実効マチュリティを用いるものとする。 [一・二 略] 三 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務その他これに類するも	(マチュリティ) 第百四十条 [略] 2 [略] 3 第一項ただし書の規定にかかわらず、次の各号に該当する短期の	向けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡されたときには、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとする。	第百三十九条 [略]
四 [同左] [4~8 同左]	[一・二 同左] 三 短期かつ流動性の高い <u>貿易関連偶発債務</u>	(マチュリティ) 第百四十条 [同左] 2 [同左] 3 [同左]	<u>5</u> [同左]	第百三十九条 [同左][2~4 同左][項を加える。]

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十七条 [略]

- [器]
- 3
 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、リテール向
 3

 けのリボルビング型エクスポージャーのオフ・バランス資産項目の
 うち、実行済みの信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡されたときには、譲渡された当該実行済みの信用供与に対応する未実行部分の全てについて追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出するものとす。

[項を削る。]

4

4 [略]

第百四十九条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、

保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に算出することができないときには、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額をこの条に規定するところにより算出するものと

و ا ا ا

(リテール向けエクスポージャーのEAD)

第百四十七条 [同左]

- 2 [同左]
- 直格リボルビング型リテール・エクスポージャーのオフ・バランス資産項目のうち、実行済の信用供与のみが証券化取引の原資産として譲渡された場合、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、譲渡人の持分に係る未実行部分について追加引出額の可能性を考慮してEADを推計し、当該EADを用いて信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。
- 前項において推計されるオフ・バランス資産項目に係るEADは、証券化取引の原資産として譲渡された実行済の信用供与に対応する未実行部分全体のEADに、当該証券化取引において内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が保有する部分の占める割合を乗じた値とする。
- 5 [同左]

第百四十九条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができない場合で、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産が明らかなときは、当該裏付けとなる個々の資産が明らかなときは、当該裏付けとなる個々の資産の信用リスク・アセットの総額をもって当該エクスポージャーの信用リ

- 2 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が、次に掲げる要件の全てを満たすときには、当該エクスポージャーの額に当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額として用いるものとする。
- 一 当該商工組合中央金庫により十分かつ頻繁に取得されていること。
- 二 独立した第三者により検証されていること。
- ω 第二号中「と読み替える」とあるのは「と、 引については、 の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取 計額」とあるのは「掲げる額(第四号に掲げる額を除く。)の合計 のEADとして算出した信用リスク・アセットの額とする」と、 により算出されるEADに一・五を乗じて得た額を当該派生商品取引 のは「信用リスク・アセットの額を含むものとし、第二百五十三条 を当該裏付けとなる資産等を直接保有する者とみなして、第百三十 央金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク ・アセットの総額を算出するに当たっては、当該商工組合中央金庫 条の規定を準用する。 前項の場合において、 同条第一号中「信用リスク・アセットの額を含む」とある 第百三十九条第六項又は第百四十七条第四項の規定 この場合において、同条中「掲げる額の合 内部格付手法を採用した場合の商工組合中 同条第一号中「与信相 回条

スク・アセットの額とすることができる。

 \circ

- 前項に規定する場合において、当該エクスポージャーの裏付けとなる個々の資産に株式等エクスポージャーが含まれており、かつ、当該エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、エクスポージャーが占めるときは、当該エクスポージャーの額に、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の総額の過半数を占める株式等エクスポージャーに対応するリスク・ウェイトを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。
- ができず、かつ、前二項の規定によることができない場合であって アセットの額とすることができる。 明らかなときは、当該資産運用基準に基づき最も信用リスク・アセ クスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算するこ による場合は、当該各号に定める要件を満たさなければならない。 信用リスク・アセットの額を当該エクスポージャーの信用リスク・ ットが大きくなる資産構成を想定し、当該資産構成を取った場合の 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、保有するエ V 当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が て適用する場合 \wedge ・ウェイトを最大投資可能額に対応するリスク・ウェイトとし 裏付けとなる個々のエクスポージャーについて計算されたリス 当該資産について内部格付が付与されている ただし、次の各号に掲げる方法
- 二 外部信用評価機関又はそれに類する機関(以下「外部信用評価

当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替える」と読み替えるものとする

- 4 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を当該各号に定めるところにより算出するものとする。
- 一 当該商工組合中央金庫が第百二十九条第二項の規定により株式等エクスポージャーに標準的手法を適用している場合において、 保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャー 前条第三項第一号に掲げる手法
- 二 当該商工組合中央金庫が内部格付手法実施計画において標準的 手法を適用する旨を記載している事業単位における保有エクスポ 一ジャーの裏付けとなる資産等に含まれる株式等エクスポージャ 一(前条第一項第二号に掲げる方式を適用する株式等エクスポー ジャーを除く。) 前号に定める手法

IJ

三 前号に規定する保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等に 含まれる証券化エクスポージャー <u>次章第二節第二款第三</u>目に規

機関等」という。)が付与する格付(以下この章において「外部格付」という。)が運用基準として用いられている場合 外部格付と内部格付が紐付けされていること。

- 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、かつ、第一項及び第二項の規定によることができない場合であって、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明らかでないときは、当該エクスポージャーが次に掲げる要件を満たしている限りにおいて、前条第七項に定める「内部モデル手法」を準用して信用リスク・アセットの額を算出することができる。この場合において、「株式」及び「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。
- 保有するエクスポージャーの額が日次又は週次で時価評価されており、当該評価額で解約又は第三者に売却できること。
- 二 保有するエクスポージャーが金融商品取引法第百九十三条の二第一項に規定する公認会計士又は監査法人による監査証明又はそれに準じる外部監査を、年一回以上の頻度で受けていること。
- 三 保有するエクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する 業務を行う者が、主務官庁の監督を受けていること。
- 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、保有するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を直接に計算することができず、第一項及び第二項の規定によることができず、かつ、当該エクスポージャーの裏付けとなる資産の運用に関する基準が明ら

定する外部格付準拠方式

- 5 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二項の場合において、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出しようとしたにもかかわらず、同項第一号に掲げる要件のみを満たすことができず、かつ、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーに関する情報が第三者により十分かつ頻繁に取得されているときには、当該第三者により判定されたリスク・ウェイトを当該エクスポージャーに適用して当該総額を算出することができる。
- i 前項の規定により保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の 信用リスク・アセットの総額を算出する場合にあっては、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、次の各号に掲げる当該エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。
- ては、 限る。 の合計額」とあるのは「第一号に掲げる額(当該額の算出に当た り」とあるのは「内部格付手法(株式等エクスポージャーにあっ 中央金庫とみなして、 っては、 一ジャーを直接保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合 .を乗じる調整を行うものとする。 株式等エクスポージャー 第百四十八条第三項第一号に掲げる手法に限る。)により)を準用する。 個々の資産及び取引に適用するリスク・ウェイトに一・ この場合において、同条中「次に掲げる額 第百三十三条の規定(第一号に係る部分に 前項の第三者を当該株式等エクスポ |内部格付手法によ

かでない場合であって、裏付けとなる個々の資産のリスク・ウェイトの加重平均が四百パーセントを下回る蓋然性が高いときは、当該エクスポージャーの額に四百パーセントを乗じた額を、それ以外のときは当該エクスポージャーの額に千二百五十パーセントを乗じた額を当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。

前条第二項の規定は、第一項又は第二項において準用する。この場合において、「株式等エクスポージャー」とあるのは、「エクスポージャー」と読み替えるものとする。

と読み替えるものとする。

- || | 限る。 格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとし、 額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部 アセットの額」とあるのは、 中央金庫とみなして、第百三十三条の規定(第三号に係る部分に と読み替えるものとする。 リスク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする。 <u>ージャーを直接保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合</u> 証券化エクスポージャー を準用する。 この場合において、 前項の第三者を当該証券化エクスポ 「信用リスク・アセットの額(当該 同号中「信用リスク・ 数温
- する派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バラン をリスク・ウェイトとして用いた上で、同節」と、同条第一号中 合計額の算出に当たっては、個々の資産及び取引に適用するリス あるのは「額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額とし、 を準用する。 ス取引の与信相当額、 二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方と ク・ウェイトに一・二を乗じる調整を行うものとする」と、 採用した場合の商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定 項の第三者を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を 「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー とあるのは「当該リスク・ウェイトに一・二を乗じて得た値 この場合において、 当該派生商品取引の与信相当額に一・五 同条中「額の合計額をいう」

乗じて得た額及び当該派生商品取引以外の派生商品取引の与信相 当額並びに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるもの とする。

- | 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二項各号 | に掲げる要件を満たすことができないときであって、資産運用基準 が明示されているときには、保有エクスポージャーの額に、当該資産運用基準に基づき最大となるように算出した保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を当該裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額で除して得た割合を乗じて得た額を、当該保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額とすることができる。
- 東金庫が保有エクスポージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たっては、同項の資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの総額が最大となる資産等のエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を、当該構成における次の各号に掲げる裏付けとなる資産等のエクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるところにより算出するものとする。
- 株式等エクスポージャー 当該商工組合中央金庫を当該株式等エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第百三十三条の規定(第一号に係る部分に限る。)を準用する。この場合において、同条中「次に掲げる額の合計額」とあるのは「第一号に掲げ

る額」と、「内部格付手法により」とあるのは「内部格付手法 (株式等エクスポージャーにあっては、第百四十八条第三項第一号に掲げる手法に限る。)により」と読み替えるものとする。

二 証券化エクスポージャー 当該商工組合中央金庫を当該証券化エクスポージャーを直接保有する者とみなして、第百三十三条の規定(第三号に係る部分に限る。)を準用する。この場合において、同号中「信用リスク・アセットの額」とあるのは、「信用リスク・アセットの額(当該額の算出に当たっては、同章第二節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式によりリスク・ウェイトを算出するものとする。)」と読み替えるものとする。

i 前二号に掲げるエクスポージャー以外のエクスポージャー 当該商工組合中央金庫を当該エクスポージャーを直接保有する標準的手法を採用した商工組合中央金庫とみなして、第二十五条の規定を準用する。この場合において、同条中「額の合計額をいう」とあるのは「額(第三号に掲げる額を除く。)の合計額をいう」と、同条第一号中「与信相当額」とあるのは「与信相当額(当該派生商品取引に第二百五十三条の二第一項各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引が含まれている場合にあっては、オフ・バランス取引の与信相当額、当該派生商品取引の与信相当額に一・五を乗じて得た額及び当該派生商品取引の与信相当額がに長期決済期間取引の与信相当額)」と読み替えるものとする。

内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が、第二項又は

9

第七項の規定により保有エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときには、次の各号に掲げる割合に当該各号に定める値を乗じる調整を行った上で信用リスク・アセットの額を算出するものとする。ただし、当該調整の結果として得られる割合が千二百五十パーセントを超える場合には、当該割合は、千二百五十パーセントとする。

- 一 第二項の割合 事業体の総資産の額を純資産の額で除して得た 値
- <u>埋</u> <u>二 第七項の割合 前号に定める値であって、資産運用基準におい</u> <u>て許容される最大のもの</u>
- 10 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項の適用を受けることができないときであって、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、次の各号に掲げる比率である蓋然性が高いことを疎明したときには、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該保有エクスポージャーに用いて信用リスク・アセットの額を算出することができる。
- 二百五十パーセント以下 二百五十パーセント
- 二百五十パーセントを超え四百パーセント以下 四百パーセン

7

内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二項各号に掲げる要件を満たすことができず、かつ、第七項及び前項の適用を受けることができないときには、保有エクスポージャーに千二百

<u>五十パーセントのリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセット</u> <u>の額を算出するものとする。</u>

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第百五十二条 [略]

[2・3 器]

上先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第百三十八条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自金庫推計値に代えて<u>適格購入事業法人等向けエクスポージャープール</u>に対応する長期的な損失率(以下「長期的な損失率」という。)をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第百九十九条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

[5~9 點]

(購入債権における保証の取扱い)

第百五十五条 [略]

[2~4 點]

5 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、購入債権の デフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最

(適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額)

第百五十二条 [同左]

[2・3 同左]

先進的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第百三十八条の規定にかかわらず、適格購入事業法人等向けエクスポージャーのデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、LGDの自金庫推計値に代えて<u>適格事業法人等向けエクスポージャープール</u>に対応する長期的な損失率(以下「長期的な損失率」という。)をPDで除した値を用いることができる。ただし、長期的な損失率をPDで除して得た値は、第百九十九条第一項に定める長期平均デフォルト時損失率を下回ってはならない。

[5~9 同左]

(購入債権における保証の取扱い)

第百五十五条 [同左]

 $[2\sim 4$ 同左]

 3後の信用補完を提供するために購入債権を被担保債権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されているときには、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用リスク・アセットの額を算出する証券化エクスポージャーについて、次章第二節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出するときは、第二百四十条第五項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD(LGD)は、次の算式により算出する値をいうものとする。

 \times $(デフォルト・リスクに係る第二百四十条第五項に定める<math>\underline{LGD})$ +

(希薄化リスクに係る所要自己資本の額)×(百パーセント) 開入債権に係る所要自己資本の額

○ 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、購入債権に係る取引が第四項第一号に掲げる事由に該当するときであって、当該商工組合中央金庫が同号に規定する譲渡人であるときは、譲渡した債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分とした

権とする担保、部分的な保証その他の信用リスク削減手法が付されている場合は、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、当該信用リスク削減手法が適用される資産の信用リスク・アセットの額を計算するに当たって、証券化取引が行われたものとみなし、最劣後部分に対して信用リスク削減手法が提供されたものとして取り扱うことができる。ただし、信用リスク削減手法がデフォルト・リスク及び希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供する場合で、指定関数方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出するときは、第二百四十五条第一項の規定にかかわらず、裏付資産の加重平均LGD(LGD)は次の算式により算出する値をいうものとする。

LGD = (デフォルト・リスクに係る所要自己資本の額 購入債権に係る所要自己資本の額

 \times $(デフォルト・リスクに係る第二百四十五条第一項に定める<math>\underline{\text{LGD}})$ +

希薄化リスクに係る所要自己資本の額 × (百パーセント) 購入債権に係る所要自己資本の額

[項を加える。]

て取り扱うものとする

1 [器]

(その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)

<u>第百六十一条の四</u> 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫 調達手段にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者 にあっては、その他外部TLAC関連調達手段(特例外部TLAC

C調達手段の額のうち自己のその他外部TLAC調達手段に相当す (以下この条において「発行者」という。) が当該特例外部TLA

る当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額 の額の合計額に占める割合を、当該商工組合中央金庫が保有してい ものに算入している額が当該発行者の特例外部TLAC調達手段

式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入されなかった に係る部分に限る。)のうち第二条第三号又は第十四条第三号の算

部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百 一十四条から前条までに定めるところによる。

(情報の利用)

第百六十八条 四

器

り当てる際の主要な要素として外部信用評価機関又はそれに類する ジャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、エクスポー

6

[同左]

[条を加える。

(情報の利用)

第百六十八条 [同左]

[同左]

 ω

り当てる際の主要な要素として<u>外部格付を用いる場合</u>は、それ以外 ジャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、エクスポー

機関(第百九十六条第三項第三号において「外部信用評価機関等」という。)が付与する格付(第百八十三条第二項第三号及び第百九十六条において「外部格付」という。)を用いるときには、それ以外の関連する情報も考慮に<u>入れるものとする</u>。

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百二十二条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第百四十八条第七項に<u>規定する内部モデル手法を用いるときには、あらかじめ、</u>経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けるものとする。

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十九条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところに上る。ただし、前章の規定のうち、第百二十二条、第百二十五条及び第百二十六条の規定は、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーに係る第二百三十七条第一項のKrb及び同条第八項に掲げる算式のKrbを算出するに当たって行う内部格付手法による裏付資産の所要自己資本の額の算出について準用する。

の関連する情報も考慮に入れなければならない

(株式等エクスポージャーに対する内部モデル手法の承認)

第二百二十二条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第百四十八条第七項に<u>定める内部モデル手法を用いる場合(第百四十九条第四項において準用される場合を含む。この場合、この夢において「株式等エクスポージャー」とあるのは「エクスポージャー」と読み替えるものとする。)は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けなければならない。</u>

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセット)

第二百二十九条 第四章及び前章の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算は、この章の定めるところに<u>よる</u>。

. 条を削る。.

(原資産の信用リスク・アセット)

第<u>二百三十条</u> 商工組合中央金庫は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を<u>算出するものとする</u>。

- . [器]
- 二 当該商工組合中央金庫が原資産に対して有効な支配権を有して おらず、商工組合中央金庫の倒産手続等においても<u>当該商工組合</u>

(千二百五十ペーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー)

第二百三十条 次に掲げるものは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額とする。ただ

- し、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額は除く。
 一・この音の損害により千二百五十パーヤントのリスク・ウェ
- この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー
- 信用補完機能を持つI/0ストリップス

| |

2 前項各号に掲げる項目について個別貸倒引当金が設けられている場合は、当該項目について千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額から当該個別貸倒引当金の額を差し引くこ

(原資産の信用リスク・アセット)

とができる。

第二百三十一条 商工組合中央金庫は、資産譲渡型証券化取引のオリジネーターである場合であって、次に掲げる条件のいずれかを満たさないときは、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

- [同左]
- . <u>商工組合中央金庫</u>が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、商工組合中央金庫の倒産手続等においても<u>商工組合中央金庫</u>

中央金庫又は当該商工組合中央金庫の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に商工組合中央金庫から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第二号に規定する外国弁護士をいう。次項第三号並びに第二百五十条の二第三項第九号及び第十五号において同じ。)による意見書を具備していること。この場合において、次のイ又はロの要性を満たすときは、有効な支配権を有しているものと

- イ 当該商工組合中央金庫が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。
- ロ <u>当該商工組合中央金庫</u>が当該原資産に係る信用リスクを負担 していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保 有は妨げられない。
- 三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家 の権利は、原資産の譲渡人である<u>当該商工組合中央金庫</u>に対する 請求権を含むものでないこと。

四 [器_

- 五 原資産の譲渡契約において次のイからへまでに掲げる条項のいずれかが含まれるものでないこと。
- 原資産の<u>信用力の向上</u>を目的として、<u>当該商工組合中央金</u>庫

又は<u>商工組合中央金庫</u>の債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に商工組合中央金庫から隔離されており、かつ、かかる状態について適切な弁護士等(弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)の規定による弁護士及び外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第二条第二号に定める外国弁護士を<u>総称していう。</u>)による意見書を具備していること。この場合において、<u>次の要件</u>を満たすときは、有効な支配権を有しているものとみなす。

- 商工組合中央金庫が譲受人に対して当該原資産の買戻権を有していること。ただし、買戻権の行使が第六号に該当するクリーンアップ・コールである場合は、この限りでない。
- 西工組合中央金庫が当該原資産に係る信用リスクを負担していること。ただし、前号に反しない限度での劣後部分の保有は妨げられない。
- 三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーに係る投資家の権利は、原資産の譲渡人である<u>商工組合中央金庫</u>に対する請求権を含むものでないこと。

四 [同左]

- 五 [同左]
- イ 原資産の<u>平均的な信用力の向上</u>を目的として、<u>商工組合中央</u>

が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

- : 譲渡日以降に<u>当該商工組合中央金庫</u>による最劣後部分や信用 補完の追加的な引受けを認める条項
- 、 証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて 投資家、第三者たる信用補完提供者その他の<u>当該商工組合中央</u> 金庫以外の者に対する利益の支払を増加させる条項

大 [累]

当該証券化取引に係る契約において、前号イからへまでに掲げる条件の全てを満たすクリーンアップ・コールに係る条項又はやむを得ないと認められる場合における取引の終了を定める条項を除き、当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれていないこと。

一以上のリボルビング型の信用供与を原資産に含む証券化取引に係る契約において、当該リボルビング型の信用供与に係る当該商工組合中央金庫の持分に対して次に掲げる効果のいずれかをもたらす早期償還条項又はこれに類する条項が含まれていないこと

イ 当該商工組合中央金庫の保有する持分が当該商工組合中央金庫以外の投資家の持分に優先する状況又は当該投資家の持分と同順位にある状況において、当該商工組合中央金庫の持分を当該投資家の持分よりも劣後させる変更

金庫が証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する資産を交換するよう義務付ける条項。ただし、原資産を独立した無関係の第三者に対して市場価額で売却することを妨げない。

- 譲渡日以降に<u>商工組合中央金庫</u>による最劣後部分や信用補完 の追加的な引受けを認める条項
- 証券化エクスポージャーの裏付資産の信用力の劣化に応じて投資家、第三者たる信用補完提供者その他の<u>商工組合中央金庫以外の者に対する利益の支払を増加させる条項</u>

 \geq

П

六 [同左]

[号を加える。]

[号を加える。]

ロ 当該商工組合中央金庫の持分が当該証券化取引における劣後 部分を構成する状況において、当該商工組合中央金庫の持分を 当該証券化取引の他の当事者の持分よりも更に劣後させる変更 ハ イ及びロ以外の方法により当該商工組合中央金庫の持分の損失リスクを増加させる変更

<u>九</u> [略]

- 第四章第六節の規定は、前項第六号、第八号若しくは第九号に掲げる条件又は次の各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。この場合において、同節中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「商工組合中央金庫」と、第九十五条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百三条第二号中「関連会社を含む」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」と、第百十二条及び第百十三条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポージャーの残存期間」とあるのは「原資産プールを構成るものとする。
- [器]
- 工 原資産の信用リスクの移転に係る契約において次のイからホまでに掲げる条項又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の条項を含まないこと。
- <u>リボルビング型の信用供与を原資産プールに含む証券化取引</u>

<u>七</u> [同左]

 \sim

第四章第六節の規定は、前項第六号<u>若しくは第七号</u>又は次の各号に掲げる条件のいずれかを満たさない場合を除き、合成型証券化取引における原資産に対する信用リスクの削減について準用する。<u>この場合において</u>、第九十五条第一号中「エクスポージャー」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのうち最も残存期間が長いもの」と、第百三条第二号中「関連会社を<u>含む。</u>」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を<u>除く。</u>」と読み替えるものとする。

[同左]

- 二 原資産の信用リスクの移転に係る契約において<u>次に掲げる</u>条項 又はこれに類する移転される信用リスクの量を制限するその他の 条項を含まないこと。
- <u>信用事由</u>が生じた場合でも保証、担保権<u>又は</u>プロテクション

における商工組合中央金庫の持分を実質的に劣後させる効果を もたらす早期償還条項、信用事由が生じた場合でも保証、担保 権<u>若しくは</u>プロテクションの支払が実行されないと見込まれる 水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャ 一の信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又は<u>こ</u> れらに類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他 の条項

[口~片 累]

器

型 オリジネーターである商工組合中央金庫は、資産譲渡型証券化取引において、第一項各号に掲げる条件の全てを満たさない場合又は合成型証券化取引において、前項の規定により第四章第六節の規定が進用される場合であって、これらの証券化取引が、次に掲げる場合のいずれかに該当する早期償還条項を有するときには、原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

- 原資産の補充が行われる仕組みの取引であって、原資産の補充 が停止し、かつ、早期償還により商工組合中央金庫が新規のエク スポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合
- 1. 原資産にリボルビング型の信用供与が含まれる早期償還条項を有する証券化取引のうち、ターム型(信用供与の期間及び額が定められているものをいう。)の信用供与と類似した構造を持ち、原資産のリスクがオリジネーターである商工組合中央金庫に遡及せず、かつ、早期償還の実施がオリジネーターである商工組合中

の支払が実行されないと見込まれる水準に下限を設定する条項、原資産を構成するエクスポージャーの信用力の低下に伴い信用補完の提供が終了する条項又は<u>これ</u>に類する信用リスクの移転を重大な程度に制限するその他の条項

[口~ホ 同左]

三 [同左]

[項を加える。]

央金庫の権利を実質的に劣後させない場合

[1] 券化しており、早期償還の開始以降も当該信用供与枠に係る債務 者による追加的な引出しのリスクを投資家が負っている場合 商工組合中央金庫が一以上のリボルビング型の信用供与枠を証

態に無関係な事由のみを早期償還事由とする場合 マンス又は当該原資産の譲渡人である商工組合中央金庫の財務状 関連法令の重大な変更その他の証券化された原資産のパフォー

4

[悪]

(証券化取引のデュー・ディリジェンス等)

す場合に限り、次節第二款に規定する証券化エクスポージャーの信 商工組合中央金庫は、次に掲げる条件の全てを満た

な体制が整備されていること。 包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーについて 用リスク・アセットの計測手法を適用することができる

を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。 産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーの裏付資

上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること 当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーについて

商工組合中央金庫が、第一条第二号の二ただし書の規定により

||ω [同左]

[条を加える。]

再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。

- 五 前各号に掲げる条件の全てを満たすための管理規程等を作成し ていること。
- 2 次節の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、前項各号に掲げる条件のいずれかを満たさない証券化エクスポージャーについて千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。
 3 商工組合中央金庫は、第一項の場合において、当該商工組合中央
- 商工組合中央金庫は、第一項の場合において、当該商工組合中央金庫が証券化エクスポージャー(第二百三十四条に規定する証券化エクスポージャーを除く。)を保有する証券化取引のオリジネーター(当該商工組合中央金庫がオリジネーターである場合を含む。)が次に掲げる条件のいずれかを満たしていることを確認することができないときは、オリジネーターの原資産に対する関与の状況、原資産の質その他の事情から不適切な原資産の組成がされていないと判断することができない限り、当該証券化エクスポージャーについて次節第二款の規定により算出されるリスク・ウェイトに三を乗じて得られる値(千二百五十パーセントを超える場合には、千二百五十パーセント)を当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとして用いるものとする。
- 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの全てのトラ

ンシェを均等に保有し(信用リスクをヘッジする方法その他の方法によりオリジネーターが実質的に信用リスクを負担していない部分については、保有していないものとみなす。以下この項において同じ。)、かつ、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

- 二 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五ペーセント以上であること。
- 三 当該証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェが五パーセント未満であって、当該トランシェの全てを保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、かつ、当該エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の五パーセント以上であること。

当該証券化取引における証券化エクスポージャーを継続的に保有することにより、当該オリジネーターが負担する信用リスクが前各号の条件を満たす場合の信用リスクと同等以上であると認められること。

(一の証券化取引における所要自己資本の総額の上限)

第二百三十一条の二 商工組合中央金庫は、一の証券化取引(再証券

「条を加える。」

化取引を除く。)において保有する一以上の証券化エクスポージャーの所要自己資本の額(第二百三十一条の四の規定に基づいて算出される証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額に入パーセントを乗じて得た額をいう。)の総額について、当該証券化エクスポージャーが次の各号のいずれかに該当する場合には、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当するときには、自己を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部格付手法を採用した場合であって、当該証券化エクスポージャーが第二号又は第三号に該当するときには、自己を標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫とみなして計算する裏付資産に係る所要自己資本の額とする。)の合計額に当該商工組合中央金庫の持分比率(一のトランシェについて当該商工組合中央金庫が保有する一以上の証券化エクスポージャーの名目額を当該トランシェ全体の名目額で除して得た割合をいう。次項において同じ。)を乗じて得た額を上限とすることができる。

- 次節第二款第二目に規定する内部格付手法準拠方式を用いてリ スク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー
- 商工組合中央金庫が当該証券化取引のオリジネーターである場合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー
- 三 当該証券化取引のオリジネーターに該当しない内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が、第十三条第一項及び第二十四条第一項の信用リスクに係る旧所要自己資本の額を算出する場

合において、次節第二款第三目に規定する外部格付準拠方式又は同款第五目に規定する標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャー(第十三条第一項及び第二十四条第一項の新所要自己資本の額の算出において第一号に該当し、この項の規定を適用している証券化エクスポージャーに限る。)

前項に規定する裏付資産に係る所要自己資本の額の合計額に当該商工組合中央金庫の持分比率を乗じて得た額は、次に掲げる算式により算出される額とする。

裏付資産のエクスポージャーの総額×Kv×P

Kpは、裏付資産に係る所要自己資本率(裏付資産のプールがIRBプールである場合にあっては第二百三十七条の規定に基づいて算出されるKirbを、SAプールである場合にあっては第二百四十八条の規定に基づいて算出されるKsaを、混合プールの場合にあっては裏付資産のうち第一条第六十八号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について第二百三十七条の規定に基づいて算出されるKirbと当該部分以外の部分について第二百四十八条の規定に基づいて算出されるで加重平均して得られる値とする。)

brは、トランシェごとに算出した当該商工組合中央金庫の持分比率 のうち最大のもの

第一項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係

スポージャーの所要自己資本の額の総額に含めないものとする。 る控除額及び信用補完機能を持つ1/0ストリップスは、証券化エク

(重複するエクスポージャーの取扱い)

<u>第二百三十一条の三</u> 商工組合中央金庫は、一の証券化取引において いることができる。 れらの証券化エクスポージャーのそれぞれについて算出した信用リ 保有する一の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することに ジャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用 ての損失が回避されることが明らかである場合には、これらの証券 商工組合中央金庫が保有する他の証券化エクスポージャーに係る全 よって、いかなる状況下においても、当該証券化取引において当該 スク・アセットの額の合計額に代えて、当該一の証券化エクスポー うことができる。この場合において、当該商工組合中央金庫は、こ 化エクスポージャーの間に重複の状態が存在するものとして取り扱

[条を加える。]

第二節 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの

総則

第一款

第二節 [同左」

舥 · · · · · · 標準的手法の取扱い

(証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額)

第二百三十一条の四 の信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、次の各号に 商工組合中央金庫は、証券化エクスポージャー

[条を加える。]

掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

- 信用補完機能を持つI/0ストリップス 千二百五十パーセントニ 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 次款の規定により算出されるリスク・ウェイト
- 前項において、オン・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる額を当該各号に定める額から控除することができる。
- 商工組合中央金庫が保有するオン・バランス資産項目の証券化 エクスポージャーに対して計上している個別貸倒引当金 当該証券化エクスポージャーの額
- . オリジネーターである商工組合中央金庫が証券化取引の原資産に対して計上している個別貸倒引当金又は証券化取引において原資産の譲渡時に行ったディスカウントの額(返金を要しないものに限る。) 当該証券化取引について商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャー(この章の規定により千二百五十ペーセントのリスク・ウェイトが適用されるものに限る。)の額
- 第一項において、オフ・バランス資産項目の証券化エクスポージャーの額を算出するに当たっては、次の各号に掲げる証券化エクスポージャーの区分に応じて、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に定める掛目を乗じて得た額を当該証券化エクスポージャーの額とする。

- 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント
- 二 前号に掲げるもの以外の証券化エクスポージャー 百パーセン
- 4 第一項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの 額を算出するに当たっては、SA-CCR、期待エクスポージャー 方式又はカレント・エクスポージャー方式のいずれかを用いるもの とする。
- 前項において、派生商品取引に係る証券化エクスポージャーの額の算出に用いる計算方式の選択に当たっては、標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫又は内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が直接保有する派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている計算方式と同じ方式を用いるものとする。ただし、当該派生商品取引に係るエクスポージャーの与信相当額又はEADの算出に用いている方式が複数ある場合には、そのいずれかの方式を用いるものとする。

「条を削る。]

(標準的手法における証券化エクスポージャーに対する信用リスク

・アセット)

<u>二百三十二条</u>標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの

額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次のイ又はロの表に定めるところによる。

イ オリジネーターのとき。

信用リスク区分							
・	1	6—5	6-4	6—3	6-2	6—1	信用リスク区分
再証券化エクスポー ジャーの場合 (パーセント) 百 二百二十五		-	+	百	五十		証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。)の場合 (パーセント)
1			n -	二百二十五	百	四十	再証券化エクスポー ジャーの場合 (パーセント)

ロイ以外のとき。

信用リスク区分	二 短期格付の場合のによる。	6-5	6-4	6-3	6-2	6-1	信用リスク区分
証券化エクスポージ 再証券化エク	りリスク・ウェイトは、	チニテ	三百五十	固	五十	+	証券化エクスポージャー (再証券化エクスポージャーを除く。) の場合 (パーセント)
再証券化エクスポージャーの場合	短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところよる。	千二百五十	六百五十	二百二十五	百	四十	再証券化エクスポー ジャーの場合 (パーセント)

7—4	7—3	7-2	7-1	
# _1	固	五十	l +	スポージャーを除く (パーセント)。)の場合 (パーセント)
千二百五十	二百二十五	퍼	四十	()。 - 4 / - 1

十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。 ジャーが無格付の場合は、当該証券化エクスポージャーは千二百五 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合又は証券化エクスポー 性に関する基準のいずれかを満たさない場合 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格

 \circ

商工組合中央金庫が証券化取引における格付の利用に関する基

証券化目的導管体に対して直接提供されている保証又はクレジッ 準のいずれかを満たさない場合 ト・デリバティブの効果を反映したものである場合であって、か 適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が

つ、保証人又はプロテクション提供者が第百三条で定める適格な 保証人又はプロテクション提供者に該当しない場合

前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」とは次に掲げるものをいう。

 ω

- 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして商工組合中央金庫が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。
- : 当該格付は、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
- 当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。
- 回 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、商工組合中央金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与(第六項において「流動性補完等」という。)に基づき付与されたものではないこと。
- 第二項第二号に掲げる「証券化取引における格付の利用に関する 基準」とは次に掲げるものをいう。
- 商工組合中央金庫が、同種の証券化エクスポージャーに対して 利用する一又は複数の適格格付機関を定め、当該適格格付機関が 付与する格付を継続性をもって利用すること。
- 二 同一の証券化取引を構成する証券化エクスポージャーについて 個別の証券化エクスポージャーごとに異なる適格格付機関から取

得した格付を利用していないこと

- な体制が整備されていること。 包括的なリスク特性に係る情報を継続的に把握するために必要 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーについて
- を適時に把握するために必要な体制が整備されていること。 産について、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーの裏付資
- 、当該証券化エクスポージャーに係る証券化取引についての構造 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーについて
- 再証券化取引から除かれる証券化取引に係るエクスポージャーを 上の特性を把握するために必要な体制が整備されていること。 商工組合中央金庫が、第一条第二号の二イ又はロの規定により
- 、包括的なリスク特性及びパフォーマンスに係る情報を適時に把 握するために必要な体制が整備されていること。 部となっている証券化エクスポージャーに係る裏付資産について 保有している場合には、当該証券化取引の裏付資産の一部又は全
- 作成していること 第三号から前号までに掲げる基準を満たすための管理規程等を
- 付を利用しており、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャー に付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について 第三十条の規定は、商工組合中央金庫が複数の適格格付機関の格
- 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して商

工組合中央金庫により流動性補完等が提供されている場合であって、当該流動性補完等が商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーの一部又は全部に対して行われていることが明らかであるときは、当該流動性補完等が行われていることが明らかである部分については、当該証券化エクスポージャー及び当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、当該証券化エクスポージャー又は当該流動性補完等に係る信用リスク・アセットの額のうち最大の額のみを自己資本比率の計算に用いることができる

第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、無格付(同項各号に該当する場合を含む。以下この条、次条及び第二百三十七条において同じ。)の証券化エクスポージャーについて、当該証券化エクスポージャーの裏付資産を構成する個別のエクスポージャーに対して適用されるリスク・ウェイトの加重平均値を適用することができる。

一 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャー

一 当談証券化エクスボーシャーの最優先証券化エクスボーシャー (証券化エクスポージャーの裏付資産の全額に対して、金利スワップ、為替スワップのカウンターパーティの請求権その他の重要でない請求権を除いて、第一順位の担保権を有しているもの又は裏付資産の全額が第一順位の権利により裏付けられているもの(再証券化エクスポージャーである場合には、裏付資産の全部又は一部に証券化エクスポージャーが含まれているものを除く。)をいう。以下同じ。)であること。

「米タ里の。

- 二 商工組合中央金庫が、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の構成を常に把握していること。
- 第二項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場合は、ABCPプログラムに対して提供される無格付のコミットメント及び信用補完等の証券化エクスポージャーについて、千二百五十ペーセントのリスク・ウェイトの適用に代えて、当該証券化エクスポージャーの原資産を構成する個別の資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち最も高いものと百パーセントのうち、いずれか高い方を適用することができる。
- · 当該証券化エクスポージャーが経済的に最劣後部分に該当せず、かつ、それらが構成する証券化取引において、最劣後部分が当該証券化エクスポージャーに対して十分な信用リスクを引き受けていると認められる場合
- . 商工組合中央金庫が、当該証券化エクスポージャーに係る証券 化取引の最劣後部分を保有していないこと。
- 第二項の規定にかかわらず、無格付の適格流動性補完のリスク・ウェイトは、当該適格流動性補完に係る契約の対象となる個々の裏付資産に対して適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いものとすることができる。

(標準的手法におけるオフ・バランス取引の与信相当額)

<u>第二百三十三条</u> 前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる オフ・バランス取引に該当する証券化エクスポージャーについては [条を削る。]

、当該証券化エクスポージャーの名目額に当該各号に掲げる掛目を 乗じた額をもって当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする

適格格付機関による格付に応じたリスク・ウェイトを用いて信用リスク・アセットの額が算出される適格流動性補完 百パーセン・

- 無格付の適格流動性補完 五十パーセント
- 三 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの信用供与枠のうち未実行部分 零パーセント

四 前三号に掲げる証券化エクスポージャー以外のもの 百パーセ

2 商工組合中央金庫は、一の証券化エクスポージャーについて自ら引出条件の異なる信用供与枠を重複して設定していることが明らかであるときは、当該重複して設定していることが明らかである部分について、各信用供与枠に相当するオフ・バランス資産項目に係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、最も高い排目が適用される信用供与枠の信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率の計算に用いることができる。

(標準的手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百三十四条 商工組合中央金庫がオリジネーターでない場合において、証券化エクスポージャーに対する保証又はクレジット・デリバティブを提供している場合、商工組合中央金庫は、被保証債権又

[条を削る。]

は原債権である証券化エクスポージャーを保有している場合と同様の方法により信用リスク・アセットを算出しなければならない。

第四章第六節の規定は、証券化エクスポージャーに対して信用リスク削減手法を適用する場合について準用する。この場合において、第九十五条第一号中「超えていないこと。」とあるのは「超えていないこと。この場合において、一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合、エクスポージャーのものとする。」と、第百三条第二号中「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4一3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4一2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、「関連会社を含む。」とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く。」と読み替えるものとする。

(標準的手法における早期償還条項付の証券化取引の取扱い)

第二百三十五条 商工組合中央金庫は、オリジネーターとして、早期 償還条項付の証券化エクスポージャーの債務者たる証券化目的導管 体に対して、ターム型(信用供与の期間及び額が定められているも のをいう。以下同じ。)エクスポージャー及びリボルビング型エク スポージャーにより構成されうる原資産を譲渡した場合は、次の各 号のいずれかに該当する場合を除き、投資家の保有する証券化エク

スポージャーの額のうち、リボルビング型エクスポージャーを裏付 資産とする部分に相当する額に、コントロール型の早期償還条項に 対応する掛目又は非コントロール型の早期償還条項に対応する掛目 及び対象となるエクスポージャーに係る証券化取引が行われなかっ た場合に原資産に対して適用されるリスク・ウェイトを乗じた額を 信用リスク・アセットの額として算出しなければならない。ただし 、留保された証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額 又は原資産が証券化されなかった場合の原資産の信用リスク・アセットの ットの額のいずれか大きい額を上限とする。

- 原資産の補充が行われる仕組の取引であって、裏付資産の補充が停止し、かつ、早期償還により商工組合中央金庫が新規のエクスポージャーを裏付資産に追加することを禁じられている場合、早期償還条項を有するリボルビング型取引のうち、ターム型のにではようにです。
- 信用供与と類似した構造を持ち原資産のリスクがオリジネーターである商工組合中央金庫に遡及しない場合
- 三 商工組合中央金庫が一以上の信用供与枠を証券化しており、早期償還の実施以降も当該信用供与枠に係る債務者による追加的な引出のリスクを投資家が負っている場合 引出のリスクを投資家が負っている場合 リ 関連法令の重大な変更等、証券化された資産や裏付資産の譲渡人である商工組合中央金庫の財務状態に無関係な事由のみを早期 償還事由とする場合
- 2 前項に掲げる「コントロール型の早期償還条項に対応する掛目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。

		エクスポージャーの場合	リテール向け	
百三十三・三三未満百以上	百三十三・三三以上	エクスポージ ト (エクセス・スプレャーの場合 ツドの留保が求められていない証券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・五パーセントとする。)に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合	トラッピング・ポイン	任意の時期に無条件で取消し可能で ある場合 (パーセント)
ı	괢		華田	反消し可能で))
			掛目:九十	左記以外の 場合 (パーセント

左記以外の 場合 (パーセント)	&消し可能で	任意の時期に無条件で取消し可能で ある場合 (パーセント)	
	7十岁 顺 说 米,	来「鬼に抱いる「弁ュノドュー/Y空。 目」とは、次の表に掲げる掛目をいう。 	Ш
19日本が来形工 つれるエクセス 百に対示する基	証券12日以外におりませる。以下同じ。 5。以下同じ。5日期僧课条11	在)、アンプロング・ネイノ下では、証券化日的學育体が実形上自己の勘定において留保することを義務付けられるエクセス・スプレッドの水準のことをいう。以下同じ。 第一項に掲げて「非コントロール型の日期循環条項に対点する期	(五) (五) はり 間の回由 コンスナ・ スプに である。 である。 である。
掛目:九十		掛目:九十	右記以外の場 合
	四 十	二十五未満	
		五十未満二十五以上	
	+	七十五未満五十以上	
		百未満七十五以上	

						エクスポージャーの場合
	五十未満	七十五未満五十以上	百未満七十五以上	百三十三・三三未満百以上	百三十三・三三以上	ト (エクセス・スプレッドの留保が来められていない記券化取引では、トラッピング・ポイントの値は四・田パーセントとする。) に対する三月の平均エクセス・スプレッドの割合
	퍼	五十	十五	五	碘	H H
_						П

		[条を加える。]	(リスク・ウェイトの算出方式の判定) 第二百三十三条 IRBプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、内部格付手法準拠方式を用いるものとする。 2 SAプールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェ
			によりリスク・ウェイトを算出するものとする。 2 前項の規定によりリスク・ウェイトを算出することができない場合には、同項の証券化エクスポージャーに千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。
		[条を加える。]	(リスク・ウェイトの算出) <u>第二百三十二条</u> 前条第一項第二号に掲げる証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、当該リスク・ウェイトの算出方式を次条の規定により判定するものとし、当該判定された算出方式に基づき、次目から第七目までに定めるところ
	款 <u>内部格付手法</u> の取扱い 目名を付する。]	第二第三日]	第二款 <u>証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト</u> の取扱い 扱い <u>第一目</u> 総則
要		並	

イトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。

- 適格格付機関の格付が付与されている場合又は第二百四十二条 に規定する推定格付が存在する場合 外部格付準拠方式
- 前号に掲げる場合以外の場合 標準的手法準拠方式
- 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項第二号の場合において、ABCPプログラム(ABCPの満期が一年以内のものに限る。)に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けたときに限り、標準的手法準拠方式に代えて、第四目に規定する内部評価方式を用いることができる。
- 混合プールに係る証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める方式を用いるものとする。
- 当該証券化エクスポージャーの裏付資産のプールを構成するエクスポージャーのうち、第一条第六十八号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすエクスポージャーが占める割合が九十五パーセント以上である場合 内部格付手法準拠方式
- 1 前号に掲げる場合以外の場合 当該混合プールをSAプールとみなして、前二項の規定により判定されるリスク・ウェイトの算出方式
- 前各項の規定にかかわらず、再証券化エクスポージャーについて

拠方式を用いるものとする。 適用するリスク・ウェイトを算出するに当たっては、標準的手法準

クスポージャーの取扱い) (金利スワップ又は通貨スワップ等の派生商品取引に係る証券化エ

<u>第二百三十四条</u> 商工組合中央金庫が、その保有する証券化エクスポ 次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するときは、 目的として派生商品取引を締結している場合において、当該証券化 ージャーに関してマーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を

ウェイトを適用するものとする。

当該証券化取引において当該派生商品取引に係る証券化エクス

ポージャーと同順位にある他の証券化エクスポージャーが存在す ウェイト 前号に掲げる場合以外の場合 当該証券化取引において当該派 当該他の証券化エクスポージャーに適用されるリスク・

エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイト 生商品取引に係る証券化エクスポージャーに劣後する他の証券化

内部格付手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

内部格付手法準拠方式により算出される証券化エク

[条を加える。]

[条を加える。]

[目名を付する。]

スポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。ただし、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものでない場合は、この限りでない。

- 一 デタッチメント・ポイント (D) (第二百三十九条第二項の規定により算出されるデタッチメント・ポイント (D) をいう。以下同じ。)がKIRB (第二百三十七条の規定により算出される内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率 (KIRB) をいう。以下同じ。)以下の場合 千二百五十パーセント
- 1. アタッチメント・ポイント(A) (第二百三十九条第一項の規定により算出されるアタッチメント・ポイント(A)をいう。以下同じ。)がKrab以上の場合 次条の規定により算出されるKrab超過部分の所要自己資本率(Kssfa(Krab))に十二・五を乗じて得られる比率(当該比率が十五パーセントを下回る場合にあっては、十五パーセント)
- 、アタッチメント・ポイント(A)がKirm未満であり、かつ、デタッチメント・ポイント(D)がKirmを超える場合 次に掲げる算式により算出される比率(当該比率が十五パーセントを下回る場合にあっては、十五パーセント)

$$RW = \left[\left(\frac{K_{IRB} - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[\left(\frac{D - K_{IRB}}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_{IRB})} \right]$$

KS2LA(Kum)は、次条の規定により算出されるKLEB超過部分の所要自己資本率

(Kire超過部分の所要自己資本率(Kssfa (Kire)))

第二百三十六条 前条第二号及び第三号に規定するKins超過部分の所要自己資本率(Kssfa (Kins))は、次に掲げる算式により算出される値

$$K_{SSFA(K_A)} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$
 $a = - (1/ (p*K_{IRB}))$

をいう。

 $u=D-K_{IRB}$

 $1 = \max (A - K_{IRB}, 0)$

、A、D及びpは、それぞれ次に掲げるものとする。

は、自然対数の底(2.71828を用いるものとする。)

Nは、アタッチメント・ポイント(A)

Dは、デタッチメント・ポイント (D)

は、第二百四十条の規定により算出されるパラメーター (p)

(内部格付手法による裏付資産の所要自己資本率(Kirm))

<u>二百三十七条</u> 証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化 エクスポージャーである場合には、前二条の内部格付手法による裏

(内部格付手法の対象となる証券化エクスポージャー)

第二百三十六条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は 証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットを計算する場合は、この款の規定によらなければならない。

前項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産の信用リスク・アセットの過半が標準的手法の対象である場合には、標準的手法により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。

 \aleph

- 3 第一項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの原資産に対して適用すべき信用リスク・アセットの計算の手法が特定されていない場合には、商工組合中央金庫がオリジネーターであるときは第一款に定める標準的手法、それ以外のときはこの款で定める外部格付準拠方式により当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算しなければならない。
- 1 第二百三十二条第六項の規定は、この款の規定により信用リスク
- ・アセットを計算する場合に準用する。

(信用リスク・アセットの計算手法)

第二百三十七条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は 、格付又は第二百三十九条第二項に定める推定格付が証券化エクス

付資産の所要自己資本率 (Krrb) は、裏付資産のエクスポージャー (オフ・バランス資産項目に係るエクスポージャーを含む。以下この条及び次条において同じ。)について内部格付手法により算出される所要自己資本の額(期待損失額及び信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額の八パーセントを合計した額をいう。第四項及び第七項において同じ。)の合計額(以下この条及び次条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

- 2 前項のKrmの算出に当たって、証券化取引において、証券化目的 導管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエク スポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要 ではないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りで ない。
- 2 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が裏付資産を直接保有し、又は購入していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有し、又は購入しているものとみなす。
- 4 第一項のKiraの算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨スワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引(クレジット・デフォルト・スワップを除く。)が含まれる場合には、これらの取引の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資

ポージャーに付与されている場合には、外部格付準拠方式により信用リスク・アセットの額を算出しなければならない。

第二百三十二条第二項から第五項までの規定は、前項の場合に準 用する。

0

- 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、証券化エスポージャーが無格付である場合は、指定関数方式により信用リンク・アセットの額を算出することができる。
- 4 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、ABCPプログラム (ABCPの満期が一年以内のものに限る。) に対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーが無格付である場合は、内部評価方式により信用リスク・アセットの額を算出することができる。
- 5 内部格付手法の適用対象である証券化エクスポージャーについて、外部格付準拠方式、指定関数方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットを算出することができない場合は、当該証券化エクスポージャーは、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

<u>産の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手</u> 方に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産の エクスポージャーの総額に含めないものとする。

- 5 第一項のKraの算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。
- 6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)を勘案しないものとする。
- 7 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たって、裏付資産に購入債権が含まれる場合には、当該購入債権に係るデフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額及び希薄化リスク相当部分の所要自己資本の額の合計額を当該購入債権に係る所要自己資本の額とする。ただし、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、デフォルト・リスク相当部分の所要自己資本の額のみをもって当該購入債権に係る所要自己資本の額とすることができる。
- 8 前各項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャー(次の算式のdが九十五パーセント以上となるものに限る。)である場合には、前二条のKiraは次に掲げる算式により得られる値とする。

裏付資産の所要自己資本率=d×Kirb+(1-d)×KsA

Kirb及びKsaは、それぞれ次に掲げるものとする。

は、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第六十八号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のエクスポージャーの合計額が当該混合プールに係る裏付資産のエクスポージャーの総額に占める割合

Kirbは、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第六十八号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分について前項までの規定を準用して算出されるKirb

Ksalt、混合プールに係る証券化エクスポージャーの裏付資産のうち第一条第六十八号イ及びロに掲げる要件のいずれかを満たさな

(Kirm算出時のトップ・ダウン・アプローチ等の準用)

い部分について第二百四十八条の規定により算出されるKsa

二百三十八条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が 前条第一項のK。及び同条第八項に掲げる算式のK。の算出のために裏 付資産の所要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該 裏付資産のエクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分が 次に掲げる性質の全てを有する事業法人等向けエクスポージャーに よって構成されており、かつ、当該商工組合中央金庫が当該原資産 プールに含まれる個々の事業法人等向けエクスポージャーの債務者 に係るデフォルト・リスクを評価することが困難な場合であって、 第三項において準用する規定に定める要件及びその他関連する内部 格付手法の最低要件の全てを満たすときは、第百五十条及び第百五 十二条第二項から第九項までの規定を準用して得られた当該原資産

 \aleph

(所要自己資本の上限)

第二百三十八条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が一の証券化取引について保有する証券化エクスポージャーに対する所要自己資本の総額は、原資産に内部格付手法を適用した場合の所要自己資本の額を超えないものとすることができる。

前項の場合において、証券化取引に伴い増加した自己資本に係る控除額及び第二百三十条第一項第二号に定める額は、所要自己資本の総額に含めないものとする。

的導管体が提供するリボルビング型購入債権に係る信用供与枠」 ELdilution」とあるのは「原資産を構成するエクスポージャーのELdilution るのは「事業法人等向けエクスポージャーごとに」 プローチを準用して原資産プールの事業法人等向けエクスポージャ 業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「トップ・ダウン・ア 用供与枠」とあるのは「資産譲渡型証券化取引において、証券化目 けエクスポージャー」 <u>ージャー」とあるのは「原資産プールに含まれる購入事業法人等向</u> ジャーの」と、 及び「適格購入事業法人等向けエクスポージャープール」とあるの プールのPD、LGD、EAD及び実効マチュリティを用いるこ !当該証券化目的導管体」と、 「原資産プール」と、同条第六項中「購入事業法人等向けエクスポ この場合において、 同条第八項中「トップ・ダウン・アプローチを用いて適格購入事 とあるのは「、 「原資産プール」と |内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫] とあるのは 「適格購入事業法人等向けエクスポージャーのプール」とあり 同条第七項及び第九項中「リボルビング型購入債権に係る信 とあるのは「、 「適格購入事業法人等向けエクスポージャーごとに」 同条第三項中「エクスポージャーのプール」とあるのは 当該原資産プールの事業法人等向けエクスポージ 当該適格購入事業法人等向けエクスポージャー Š これらの規定中「購入債権のプール」 原資産プールの事業法人等向けエクスポー 「この節」とあるのは「この項」 適格購入事業法人等向けエクスポージ |前項に規定する当該適格購入事業 同条第九項 とができる とあり Z & Z

法人等向けエクスポージャーのマチュリティ」とあるのは「前項の 規定により算出される実効マチュリティ(M*)」と読み替えるもの レする。

- オリジネーター(第一条第六十三号ロに掲げる事項に該当する者を除く。次号において同じ。)が証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫から独立した第三者であり、かつ、当該商工組合中央金庫が直接又は間接に信用供与を行った者でないこと。
- 二<u>原資産の債務者がオリジネーターから独立した第三者であるこ</u> <u>と。</u>

原資産プールの分散度が高いこと。

12

内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前条第一項の KIRB及び同条第八項に掲げる算式のKIRBの算出のために裏付資産の所 要自己資本の額の合計額を算出するに当たっては、当該裏付資産の エクスポージャーのうち原資産プールに該当する部分がリテール向 けエクスポージャーによって構成されており、かつ、当該商工組合 中央金庫が当該原資産プールのデフォルト・リスクの評価に内部デ

のは「原資産プールに含まれる購入リテール向けエクスポージャー とする。 原資産プール」と、 及び「購入リテール向けエクスポージャーのプール」とあるのは この場合において、 られた当該原資産プールのPD、LGD及びEADを用いることができる。 を満たすときは、第百五十条及び第百五十三条の規定を準用して得 ール向けエクスポージャーに関する内部格付手法の最低要件の全て ャー」とあるのは「原資産プールのリテール向けエクスポージャー 「当該プール」 「原資産を構成するエクスポージャーのELdilution」と、 次項において準用する規定に定める要件及びその他関連するリテ 同条第二項中「購入リテール向けエクスポージャー」とある 「この節」とあるのは「この項」と とあるのは「当該原資産プール」と読み替えるもの 同条第一項中「購入リテール向けエクスポージ これらの規定中「購入債権のプール」とあり、 「ELdilution」とあるのは 同条第三項中

第二百十一条から第二百十五条までの規定は、前二項の場合について準用する。この場合において、これらの規定(第二百十二条第一項及び第二百十五条第四項第五号を除く。)中「購入債権の譲渡人」とあるのは「オリジネーター」と、第二百十一条中「購入債権ののうち購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー及るのは「原資産プールを構成するリテール向けエクスポージャー及び事業法人等向けエクスポージャー及び事業法人等向けエクスポージャー及と、第二百十二条第一項及び第四項中「ELatination」とあるのは「原資産プールを構成するエクスポ

渡契約」 のは「原資産の質」と、第二百十二条第三項中「当該購入債権の譲 のは「これらのエクスポージャーの属するプール」と、 法人等向けエクスポージャーについて」 条中「購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・ア 原資産プールに関連する」と、 の種類、 ージャーのELdilution」と、 あるのは「LGD又は原資産プールを構成するリテール向けエクスポ テール向けエクスポージャーについて」と、 クスポージャーについて」とあるのは「原資産プールを構成するリ 人等向けエクスポージャーの ELdiluion」と、 を構成する事業法人等向けエクスポージャーについて」と、 項に該当する者を除く。以下この目において同じ。) が原資産プー ージャーのELdilution」と ージャーの質」 **構成するエクスポージャーの種類、** 又はELdilution」とあるのは「場合又は原資産プールを構成する事業法 ルを構成するエクスポージャー」と、同条第二項中「適格購入事業 『ローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャー」 二百十五条第一項、 又は購入リテール向けエクスポージャーの属するプール」とある とあるのは「オリジネーター 額、契約期間中の債権の質」とあるのは「原資産プールを とあるのは「証券化取引に係る契約」と、 Š 「当該購入債権に関連する」 第四項及び第六項中「購入債権の質」とある 同条第一項中「購入債権の譲渡人が購入債 「適格購入事業法人等向けエクスポージャ 第二百十三条第一項及び第二百十四 、額、 (第一条第六十三号ロに掲げる事 契約期間中の当該エクスポ とあるのは「原資産プール 「購入リテール向けエ 「LGD又はELdilution」と とあるのは「当該 「当該購入債権 同項並びに 「場合

証券化エクスポージャーに割り当てられた原資産プールの元利払い のは「原資産の債権者から債務者」と、同条第一項中「購入事業法 テール向けエクスポージャー」と、 法人等向けエクスポージャーについては」とあるのは「原資産プー 法を採用した場合の商工組合中央金庫又は証券化目的導管体」と、 債権の請求」と、 のは「原資産プールの管理」と、 事業法人等向けエクスポージャー」と、 は「原資産の債務者」と、 ル向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成するリ 業法人等向けエクスポージャー」と、 あるのは「オリジネーター」と、 は「原資産プールを構成するエクスポージャー」 るのは「原資産プールを構成するエクスポージャー」と 人等向けエクスポージャー」とあるのは「原資産プールを構成する ルを構成する事業法人等向けエクスポージャーについては」と、 |当該購入債権が」とあるのは |原資産プールが] 条第一項中「トップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業 同条第三項中「購入債権の元利払い」とあるのは「その保有する .項中「適格購入事業法人等向けエクスポージャー」とあるの 「譲受人である内部格付手法を採用した場合の商工組合中央 あるのは「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手 「購入債権の購入」とあるのは「証券化取引」 とあるのは「原資産プールを構成する事 「購入債権の債権者から債務者」 同条第三項中「適格購入事業法人 「購入債権の請求」とあるのは 「購入債権の債務者」とあるの 第二百十五条中「購入リテー 「購入債権の管理」 \ \ -Ù |譲渡人」 「当該購入 第二百十 とある とおろ

条第六項中「債権購入」とあるのは「証券化取引」 資産の適格性」と、 あるのは「証券化取引」 資産に供される条件」と 購入債権に」とあるのは「原資産プールに」と、 構成するエクスポージャーに係る債務の繰延べ及び希薄化」と、 購入債権のプール」とあるのは「原資産プール」と、 への信用供与」 合の商工組合中央金庫の」と、 債権に」とあるのは「原資産プールに」と、 責務の繰延べ及び当該債権の希薄化」とあるのは「原資産プールを 人の売却条件」とあるのは「オリジネーターにより証券化取引の原 「当該原資産プールに係る証券化取引」と、 「証券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用した場 「購入債権の購入」とあるのは「証券化目的導管体による原資産 と読み替えるものとする。 「購入債権プール」とあるのは「原資産プール」と、 とあるのは「原資産の債務者への信用供与」 「購入債権について」とあるのは「原資産につ Ļ 同条第五項中「当該購入債権の購入」 「購入債権の適格性」 「当該購入債権の譲渡」とあるのは 同条第四項中「債務者 「譲受人の」とあるの 「購入債権の譲渡 とあるのは「原 「購入債権の 同条第七項 Ļ

合中央金庫に代わり、証券化取引に係る契約条件に従って証券化取 引における投資家の利益のために活動する証券化取引の当事者がこ

工組合中央金庫自らが満たすことができないときには、

当該商工組

券化エクスポージャーを保有する内部格付手法を採用した場合の商

<u> 七項(第三号を除く。)までに規定する要件を満たすに当たり、証</u>

前項の規定により読み替えて準用する第二百十五条第三項から第

れらの要件を満たすことを妨げない。

アタッチメント・ポイント (A) 及びデタッチメント・ポイントD))

- 2 証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの算式に用いるデタ ッチメント・ポイント (D) は、証券化エクスポージャーの裏付資 産の残高の合計額から、リスク・ウェイトの算出の対象となる保有 する証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額を 控除した額を、当該裏付資産の残高の合計額で除した値(当該値が 零を下回る場合にあっては、零とする。)とする。
- 3 前二項において証券化エクスポージャーの裏付資産の残高の合計額を算出するに当たっては、裏付資産のうち証券化取引の原資産以外の部分について、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金勘定(信用補完を提供するものに限る。次項において同じ

(外部格付準拠方式)

二百三十九条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が外部格付準拠方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とする。

長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるとこれによる。

			信用リスク区分
エクスポージャー	か 数 数 1 数 1 3 3 4 5 7 7 7 7 7 7 7 7	Nが六以上 Nが六以 であり、 の場合	証券化エクスポージャー (再証 再証券化エクスポー 券化エクスポージャーを除く。 ジャーの場合) の場合
	(% 4 % 4 %	Nが六以上 Nが六共満 であり、 の場合 の場合 (
	ト ト ト	Nが六未満の場合(ヤー(再証ーを除く。
優先証券化エクス	スポージス	Nが六未満 当該再証 当該再証 の場合 (券化エク 券化エク	証券化エクスポージャー (再証 再証券化エク
優先証券 優先証券 化エクス 化エクス	オーが東	当該再証券化エク	サウスポー **

)
~
CA
にその
0
\supset 7
丰
БJ
くず
突見
構成資産を
44
Į.
ئے ک
Š
B
りること
\sim
Z
ڊر ا-
3
ができ

第一項及び第二項において、超過担保に相当する額及び前項に規定する準備金勘定に相当する額は、それぞれ固有のトランシェとして取り扱うものとする。

百	汁		三十五	+	8 — 5
六十五	四十		+	+	8-4
五十	三十五	三十五	/ /	+	8-3
四十	二十五	二十五	十五	\mathcal{N}	8-2
 +	+	+	+	rt	8-1
				4 エップ スツット	
4 (), (), (),	, (% 4			合む。)	
い場合	ΠÞ. '			3 場合を	
らなる合むなでなったない。	合をなる。なるであるであるである。			内部評価方式によ	
による場				ジャー(
一(内部群角方式	一(内部群角方式			証券化エクスポー	
ポージャ	ポージャ			が最優先	

8—12	8—11	8—10	8-9	8 – 8	8-7	8-6
					六十	三十五
千二百五十	六百五十	四百二十五	二百五十	百	五十子	五十
,	七百五十	五百	三百	日	百五十	百
	八百五十	六百五十	五百	三百五十	五百二十	百五十

(注) Nとは、第二百四十四条第一項又は第三項に定めるエクスポージャーの実効的な個数をいう。次号及び第二百八十五条の三において同じ。

-103-

7-4		
ct	「大ジ犬がろりのあり、のあり、のあり、しんがいい。」、のかの、のあの、のの場の、当、のがはなり、一をはなく、一を、とって、とって、とって、とって、とって、とって、とって、とって、といい、といい、といいに、はいい、といいに、はいいには、はいいには、はいいには、はいいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、といいには、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は)の場合
+		
ļ !	ル ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
+	当券スャ優化ポー評に合。る)ン談化ポー先エー(価よを)場パト再エーが証クジ内方る含で合一証クジ最券スャ部式場むあ	
III -	当券スト優化ポー評に合。い()、該化ポー先エー(価よを)場パト再エーが証クジ内方る含で合一証ケジ最券スヤ部式場むなーセ	

7-4	7-3	7-2
	汁 十	+=
	五十子	<u>-</u> +
千二百五十	<u> </u>	三十五
	百五十	四十
	H II +	六十五

次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャー(第二百三十七条第二項において準用する第二百三十二条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)は、当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付(以下この条において「推定格付」という。)を有するものとみなす。

 \sim

- ・参照証券化エクスポージャーは、裏付資産、信用リスク削減手 法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案したうえ で、当該無格付の証券化エクスポージャーに劣後するものである
- 参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。
- 、参照証券化エクスポージャーに付与された格付は、第二百三十一二条第四項に定める証券化取引における格付の利用に関する基準を満たすものであること。

(パラメーター (p))

<u>第二百四十条 第二百三十六条に掲げる算式の「パラメーター</u>

」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

 $p = max[0.3, (A + B * (1/N) + C * K_{IRB} + D * LGD + E * M_T)]$

N、LGD 及びMrは、それぞれ次に掲げるものとし、A、B、C、D及びE は次の表に定めるところによる。

Nは、第四項又は第七項の規定により算出されるエクスポージャー の実効的な個数 (N)

LGD は、第五項又は第七項の規定により算出される裏付資産の加重 平均LGD (LGD_)_

Mは、第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残 存期間 (Mr)

原資産が事業法人等向けエクスポージ オーである場合

ポージ 原資産がリテール 向けエクスポージ

- 3 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、参照証券 化エクスポージャーに対する適格格付機関による格付の変更がなさ れた場合、継続的に当該変更を推定格付に反映させ、更新を行わな ければならない。
- 第二項に掲げるものを除き、無格付の証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(指定関数方式)

(q)

第二百四十条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が指定関数方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合には、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットは、第一号に掲げる算式により、同号に掲げる算式に要する所要自己資本の額は、第二号に定めるところにより算出する。

- 信用リスク・アセット=所要自己資本の額×12.5
- 二 所要自己資本の額は、裏付資産の総額に次のイ又は口に掲げるいずれか大きい方を乗じた額とする。
- . 0.0026× I (当該証券化エクスポージャーが再証券化エクスポージャーである場合にあっては、0.016× I)
- この式においては、 (I) は、第二百四十三条の規定により算出したエクスポージャーの厚さを表すものとする。以下同じ。
- S [L+T] S [L]

П

この式においては、(T)は、第二百四十二条の規定により算出した信用補完レベルを表すものとする。以下同じ。

_						
	IJ	IC	ıB	ΙA		
	三王 (並	三・ガ六	沸	Nが25以上で、かつ、 計巻	
	() · 六八	<u> </u>	·	· .	N が 25 末 満 で、 か で	
	O •		<u>, \/ F</u>	<u>〇・一六</u>	N が 2 5 以 上で、か つ、	
			<u>二・三五</u>	0	N が 25 末 満で、かつ、 間で、 かい 25 末	
	0.4-	<u> </u>	L)	如	記券化工クスポージャーが療優先証スポーンスポーンマーである場合	ャーである場合
	<u>○・五五</u>	下下下	坤		記券化工クスポージャーが券化エクスポーンマーでなマーでな	る場合
_						
	<u> </u>	z <u>F</u>	₽ =	ا ش	K d b a s g f v c h s R	2
Μ ₁	TGD	Kirb i	同で4 Beta	にの対	$S[L] = \begin{cases} S[L] = \\ h = (1 \\ C = \\ V = (1 \\ G = $	型 工

前項に掲げる「指定関数(S[x])」とは、以下に定める関数

 $egin{align*} & = \left\{ L & (L \leq K_{IRB}$ のとき) & (L $\leq K_{IRB}$ のとき) & (K_{IRB} + K[L] - K[K_{IRB}] + d \cdot K_{IRB}/20) & (1 - e^{20(K_{IRB}-L)/K_{IRB}}) & (K_{IRB} < Lのとき) \right\}

 $\left(1-K_{IRB}/\underline{LGD}\right)^{N}$

 $K_{IRB}/(1-h)$

 $(\underline{LGD} - K_{IRB})K_{IRB} + 0.25(1 - \underline{LGD})K_{IRB}$

 $\frac{(1-c)c}{f}-1$ $\left(\frac{v + K_{IRB}^2}{1 - h} - c^2\right) + \frac{(1 - K_{IRB})K_{IRB} - v}{1000(1 - h)}$

. g · C

 $g \cdot (1-c)$

 $-(1-\mathrm{h})\cdot(1-\mathit{Beta}[\mathrm{K}_{\mathit{IRB}};a,b])$

 $= (1 - h) \cdot ((1 - Beta[L; a, b])L + Beta[L; a + 1, b]c)$

表すものとする。 式において、Beta [L;a,b] 、Krm, N、<u>LGD</u>は、それぞれ次の数

[L;a,b] Lで評価したパラメーターa及びbをもつ累積ベータ

次条の規定により算出した裏付資産の所要自己資本率

」な個数 育二百四十四条の規定により算出したエクスポージャーの実効

裏付資産を構成するエクスポージャーの加重平均LGD 第百五十五条第五項又は第二百四十五条の規定により算出し

E
0.04
t
ω

- 2 IRBプールがリテール向けエクスポージャーと事業法人等向けエクスポージャーの双方で構成される場合には、リテール向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部分と事業法人等向けエクスポージャーに係る部分に分割したそれぞれの部分について前項の算式を用いてパラメーター (p) を算出し、それぞれのエクスポージャーの名目額の総額で加重平均した値を当該IRBプールのパラメーター (p) とする。
- 3 第二百三十三条第四項(第一号に係る部分に限る。)の規定により、混合プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する場合において、パラメーター(p)を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第六十八号イ及びロに掲げる要件の全てを満たす部分のみを対象として算出するものとする。
- _ 第一項に掲げる算式の「エクスポージャーの実効的な個数 (N) 」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。_

$$N = \frac{(\sum_{i} EAD_{i})^{2}}{\sum_{i} EAD_{i}^{2}}$$

AD/は、裏付資産に含まれる第1番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。)のEAD

 $\underline{5}$ 第一項に掲げる算式の「裏付資産の加重平均LGD($\underline{ ext{LGD}}$)

- 第一項により算出された値が千二百五十パーセント以上である場合、当該証券化エクスポージャーは千二百五十パーセントのリスク
- ウェイトを適用するものとする。
- 前項の規定により千二百五十ペーセントのリスク・ウェイトを適用するものとされた証券化エクスポージャーについて個別貸倒引当金又は裏付資産に係る購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)がある場合には、千二百五十ペーセントのリスク・ウェイトが適用される額は、それらの額を減額した額とすることができる。

は、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$\frac{LGD}{\sum_{i} EAD_{i}} = \frac{\sum_{i} LGD_{i} \cdot EAD_{i}}{\sum_{i} EAD_{i}}$$

LGDiは、第i番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは、一のエクスポージャーとみなす。)の加重平均LGD

- 6 前項の規定にかかわらず、裏付資産に購入債権が含まれる場合であって、証券化エクスポージャーの優先劣後構造により提供される信用補完の仕組みが当該証券化エクスポージャーの裏付資産に関するデフォルト・リスクに係る損失と希薄化リスクに係る損失を同等に扱うものであるときは、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の加重平均LGD (LGD) は、第百五十五条第五項に掲げる算式により算出される値とする。
- 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーが当該裏付資産総額に占める割合(C)が〇・〇三以下の場合には、第四項及び第五項の規定にかかわらず、エクスポージャーの実効的な個数(N)を次の算式で求められる値とし、LGDを〇・五〇とすることができる。ただし、C以外のCmが明らかでない場合には、Nを1/C」とすることができる。

$$= \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1}\right) \max\{1 - mC_1, 0\}\right)^{-1}$$

Cuは、裏付資産に含まれるエクスポージャーのうち最もEADの大きいものから順にm個のエクスポージャーについてEADを合計した額が、当該裏付資産のEAD総額に占める割合

- 8 第一項に掲げる算式の「証券化エクスポージャーの残存期間(M)」は、次に掲げる計算方式のいずれかを用いて算出される期間(一年を下回る場合にあっては一年とし、五年を超える場合にあっては五年とする。)とする。ただし、第一号に掲げる計算方式を用いることができるのは、証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。
- 証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローに基づく次に掲げる計算方式

$$M_{T} = \frac{\sum_{t} t \cdot CF_{t}}{\sum_{t} CF_{t}}$$

CF:は、期間tに証券化エクスポージャーの保有者に対し契約上支 払われるキャッシュ・フロー

証券化エクスポージャーの最終法定満期日に基づく次に掲げる 計算方式

$$M_T = 1 + (M_L - 1) * 80\%$$

Mは、証券化エクスポージャーの最終法定満期日までの期間(年

第三目 外部格付準拠方式

(リスク・ウェイト)

<u>第二百四十一条</u> 外部格付準拠方式により算出される証券化エクスポ 2 一ジャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合に応じ、当 <u>該各号に定める比率とする。</u>

一 適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が長期格付の場合 次のイ又は口に定めるところにより算出される比索

0

1 当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合には、次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間(前条第八項の規定により算出される証券化エクスポージャーの残存期間(M)をいう。以下この目及び第七目において同じ。)の区分に応じ、同表に定めるリスク・ウェイトとする。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

[目名を付する。]

(所要自己資本率 (Kira))

第二百四十一条 前条第二項に掲げる「所要自己資本率 (K.ma) 」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの八パーセントの合計額が占める割合を小数で表したものをいう。

- 所要自己資本率の算出に当たっては、証券化取引に関係する証券 化目的導管体の全資産を裏付資産として扱う。
- 3 所要自己資本率の算出に当たっては、裏付資産に適用される信用 リスク削減手法の効果を勘案することができる。

4

所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分(返金を要しないものに限る。)を勘案してはならない。

_	6-9	6-8	6-7	6-6	6-5	6-4	6-3	6-2	6-1		信用リスク区分
	<u>1.1</u>	工十五	 	<u>五</u> 土	<u> </u>	ii 	<u> </u>	土五	<u>+</u> <u>±</u>	<u>(パーセント)</u> <u>一年</u>	証券化エクスポー
	<u>百五</u>	九十	 	六十五	<u> 五十</u>	<u>四十五</u>	<u> </u>	11 	<u> </u>	(イペーキント) <u>事</u> 王	証券化エクスポージャーの残存期間

該比率が十	<u>ロ 当該証券</u> 一でない場	6-18	6-17	6-16	6—15	6-14	6—13	6-12	6-11	6—10
<u> 該比率が十五パーセントを下回る場合には、</u> 1.ユァ	当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポーでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率	 	四百六十	三百八十	三百士	二百五十	<u>二</u> 百	<u> 百六十</u>	<u> </u>	五二十
合には、十五パーセント)	当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャでない場合には、次に掲げる算式により算出される比率(当	千二百五十	五百五	四百二十	三百四十	二百八十	二百二十五	<u> 百八十</u>	百六十	百四十

$p \times [1 - \min(T; 50\%)]$

R及びTは、それぞれ次に掲げるものとする。

Rは、次の表に掲げる当該証券化エクスポージャーの格付に対応する信用リスク区分及び当該証券化エクスポージャーの残存期間の区分に応じ、次の表に定めるリスク・ウェイトをいう。ただし、証券化エクスポージャーの残存期間が一年を超え、かつ、五年未満である場合には、当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、同表から得られる一年又は五年の残存期間に対応するリスク・ウェイトを用いた線形補間によって得られる比率とする。

T/t、当該証券化エクスポージャーのデタッチメント・ポイン ト (D) からアタッチメント・ポイント (A) を控除して得ら

れる数値

信用リスク区分 証券化エクスポージャーの残存期間 一年 工年 (パーセント) (パーセント) 6-1 土五 5-2 土五 土五 九土

<u>6—13</u>	6—12	6—11	6-10	6-9	6-8	<u>6-7</u>	6-6	6-5	6-4	6-3
七百五十	<u> </u>	四百七十	<u> </u>	二百二十	<u> 百七十</u>	<u> </u>	八土	<u> </u>	<u>四十</u>	三土
八百六十	<u> 七百六十</u>	五百八十	四百二十	<u>二</u> 百 十	<u>二百六十</u>	- 百 十	百八十	百六十	百四十	土二重

7-4	7-3	7-2	7-1	信用リスク区分	三 適格格付機 期格付の場合 分の区分に応し	6-18	6-17	6—16	6-15	6—14
				分 リスク・ウェイト	適格格付機関の付与する格付又は次 期格付の場合 次の表に掲げる当該格分の区分に応じ、同表に定める比率	<u> </u>	<u>+</u> ,	<u>千</u> 百	<u> </u>	九百
千二百五十	旧	<u> </u>	<u>+</u> 五	「イト(パーセント)	適格格付機関の付与する格付又は次条に規定する推定格付が短格付の場合 次の表に掲げる当該格付に対応する信用リスク区の区分に応じ、同表に定める比率	<u>千二百五十</u>	千二百五十	千百二十	<u> </u>	九百五十

2 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、同一の証券化取引における最優先証券化エクスポージャー(格付(次条に規定する推定格付を含む。)及び残存期間が当該保有する証券化エクスポージャーと同一のものに限る。以下この項において「フロア参照証券化エクスポージャー」という。)について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトはフロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

(推定格付の利用に関する運用要件)

<u>二百四十二条</u> 次に掲げる要件の全てを満たす無格付の証券化エクスポージャーは、当該証券化エクスポージャーと同順位であるもの又は当該証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの中で最も優先するもの(以下この条及び次条第一項において「参照証券化エクスポージャー」という。)に対して適格格付機関の付与する格付と同じ格付(第四号において「推定格付」という。) を有するものとみなす。

- 参照証券化エクスポージャーが、裏付資産、信用リスク削減手 法の適用状況その他の優先劣後構造に関する要素を勘案した上で 、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して同順位又は劣後 するものであること。

(信用補完レベル (L))

第二百四十二条 第二百四十条第一項第二号ロに掲げる「信用補完レベル (L)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して、所要自己資本の額の計算の対象となる証券化エクスポージャーに劣後する証券化エクスポージャーの総額が占める割合を小数で表したものをいう。

- 信用補完レベルを計算するに当たって、個別のトランシェを対象とした信用補完の効果を勘案してはならない。
- 信用補完レベルを計算するに当たって、証券化取引に伴い増加した自己資本及び信用補完機能を持つI/0ストリップスを計算に含めてはならない。

 ω

所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣

- 一参照証券化エクスポージャーの残存期間が、当該無格付の証券 化エクスポージャーの残存期間を下回るものでないこと。
- 三 参照証券化エクスポージャーに付与された格付が、次条第二項 に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準を満た すものであること。
- 四 商工組合中央金庫が、当該無格付の証券化エクスポージャーの 順位が劣後する事象が発生した場合又は参照証券化エクスポージ ャーに対する適格格付機関による格付の変更がなされた場合に当 該事象又は変更を反映させるために、継続的に推定格付を更新する体制を整えていること。

(外部格付の利用に関する運用要件等)

- 適格格付機関の付与する格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準のいずれかを満たさないとき。
- 直格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合において、保証人又はプロテクション提供者が第百三条各号に掲げるもの(以

後する金利スワップ及び通貨スワップのエクスポージャーの額は、当該エクスポージャーの現在価値が測定可能な場合に限り、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。ただし、当該現在価値が零を下回る場合は零として扱う。

信用補完レベルを計算するに当たって、裏付資産からのキャッシュ・フローを蓄積させた準備金であって、所要自己資本率の算出の対象となる証券化エクスポージャーに劣後するものは、劣後する証券化エクスポージャーとして扱うことができる。

(エクスポージャーの厚さ (T))

第二百四十三条 第二百四十条第一項第二号イに掲げる「エクスポージャーの厚さ (I)」とは、裏付資産のエクスポージャーの総額に対して当該証券化エクスポージャーの額が占める割合を小数で表したものをいう。

エクスポージャーの厚さを計算するに当たって、金利スワップ又は通貨スワップから生じるエクスポージャーの計算においては第五十六条から第五十九条の六までの規定を準用する。この場合において、「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする。

下この号において「適格保証人等」という。)に該当しないとき。ただし、当該保証人又はプロテクション提供者と密接な関係を有する適格保証人等の信用力が、当該証券化エクスポージャーに付与された格付に適切に反映されている場合を除く。

- 三 信用リスク削減手法が一の証券化取引における特定の証券化エクスポージャーのみを保全する場合において、適格格付機関が当該証券化エクスポージャーに付与する格付が当該信用リスク削減手法の効果を反映したものであるとき。
- _ 前項第一号の「証券化取引における格付の適格性に関する基準」 とは、次に掲げるものをいう。
- 適格格付機関の付与する格付が、元本、利息その他の要素に照らして商工組合中央金庫が保有するエクスポージャーの信用リスクを適切に反映していること。
- 三 適格格付機関の付与する格付が、格付を付与するための手続、 手法及び前提並びに格付評価の主要な根拠(証券化取引に関する 分析内容を含む。)とともに公表されており、かつ、格付推移行 列に含まれるものであること。
- 三 適格格付機関の付与する格付が、証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与されたものであること。
- 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該商工組合中央金庫による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方

法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。

- 3 第三十条の規定は、商工組合中央金庫が複数の適格格付機関の格付を利用し、かつ、当該各適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与した格付に対応するリスク・ウェイトが異なる場合について準用する。
- 4 第二十七条の規定は、商工組合中央金庫が外部格付準拠方式を使用する場合について準用する。この場合において、同条中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「商工組合中央金庫」と、同条第四項中「以下この章」とあるのは「第六章」と読み替えるものとする。
- 5 商工組合中央金庫の保有する証券化エクスポージャーが第一項第三号に該当する場合には、同号に規定する信用リスク削減手法の効果を勘案して当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

<u>第四目</u> 内部評価方式

(内部評価方式の承認)

第二百四十四条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けたときには、内部評価方式により証券化エクスポージャー (ABCPプログラムに対する流動性補完、信用補完その他の証券化エクスポージャーであって無格付のものに限る。)のリスク・ウェイトを算出することが

[目名を付する。]

(エクスポージャーの実効的な個数 (N))

第二百四十四条 第二百四十条第二項に掲げる「エクスポージャーの実効的な個数(N)」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。 $N = \frac{\left(\sum_i EAD_i\right)^2}{\sum_i EAD_i^2}$

C
Ωĺ
6)
0

(承認申請書の提出)

第二百四十四条の二 内部評価方式の使用について前条の承認を受け に掲げる事項を記載した承認申請書を経済産業大臣、財務大臣及び ようとする内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次

号超

金融庁長官に提出するものとする。

- 自己資本比率を把握し管理する責任者の氏名及び役職名
- 前項の承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 理由書

務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみ EADiは、裏付資産に含まれる第i番目のエクスポージャー(同一債

なす。)のEAD

該再証券化エクスポージャーの裏付資産である証券化エクスポージ ャーのEADを用いる。 再証券化エクスポージャーについて前項の計算を行う場合は、

账

を算出することができる。 代えて、次の算式を用いてエクスポージャーの実効的な個数 (N) 付資産総額に占める割合(Ci)が明らかな場合は、第一項の算式に 裏付資産のうち最もEADの大きいエクスポージャーのEADが当該裏

$$N = \frac{1}{C_1}$$

[条を加える。]

- 前項第二号に規定する責任者の履歴書
- 内部評価制度(商工組合中央金庫がABCPプログラムに対する無格付の証券化エクスポージャーについて内部評価を付与するために内部で構築している制度をいう。以下同じ。)の構築及び利用その他の内部評価方式の運用が承認の基準に適合していることを示す書類

四 内部評価方式実施計画

その他参考となるべき事項を記載した書類

- 前項第四号に掲げる内部評価方式実施計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 内部評価方式を適用する範囲及びその適用を開始する日
- 内部評価方式の適用を除外する予定の範囲

(承認の基準)

第二百四十四条の三 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、内部評価方式の使用について第二百四十四条の承認をしようとするときは、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が内部評価方式の使用を計画するABCPプログラムの運営が次項に規定する「ABCPプログラムの運営に関する基準」に適合するかどうか及び当該商工組合中央金庫による内部評価制度の運用が第三項に規定する「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」に適合するかどうか(次条において「承認の基準」という。)を審査するものとする。

前項の「ABCPプログラムの運営に関する基準」とは、次に掲げる

[条を加える。]

ものをいう。

- ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が第二百四十三条第二項に規定する証券化取引における格付の適格性に関する基準に適合すること。
- . ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法(ストレス・ファクターを含む。)を変更した場合には、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。
- : ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドラインが設けられ、かつ、当該ガイドラインにおいて原資産の購入取引の仕組みの概要が定められていること。
- 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。
- . 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。 イ 長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の

王

個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限

購入の禁止

- 購入可能な債権の満期に関する上限
- 六 ABCPの裏付資産の潜在的な信用力低下を防止するために、証券 化エクスポージャーの裏付資産プールごとに購入停止措置その他 の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれている

0

- : ABCPプログラムにおいてサービサーの業務遂行能力及び信用リスクを勘案した回収の手順が定められていること。
- 八 ABCPプログラムにおいて裏付資産に係る元利金の回収の極大化を図るため証券化取引の原資産の譲渡人及びサービサーについて生じ得るリスクを削減するための対策が講じられていること。
- 第一項の「内部評価制度の設計及び運用に関する基準」とは、次に掲げるものをいう。
- ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムにおいて購入された原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
- 一内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の商工組合中央金庫の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に規定する内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。
- 一内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価と適格格付機関による格付との対応関係が明確に定められていること。

内部評価のプロセス(信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。)が、主要な適格格付機関(内部評価のプロセスにおいて評価の対象とするABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付資産とするABCPの格付を行ってい

るものに限る。) が公表している評価基準以上に保守的なものであること。

- 五 ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合において、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。
- 、 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引について、当該取引に基づくABCPに内部評価手法を用いることにつき経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を得た場合には、この限りでない。
- 一内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は金庫内の信用評価部門若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な監査を行うこと。
- 八 前号の監査を行う者が、金庫内の顧客対応及びABCPを担当する 営業部門から独立していること。 九 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継
- 統的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的にかい離している場合には、必要に応じて調整が行われていること。
- ABCPプログラムにおいて購入を検討している原資産プールの損失を推計するに当たって、信用リスク及び希薄化リスクその他の

生じ得るリスクに関する全ての要因が勘案されていること。

(変更に係る届出)

第二百四十四条の四 内部評価方式の使用について承認を受けた内部 格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、次の各号のいずれ かに該当するときには、遅滞なく、その旨及びその内容を経済産業 大臣、財務大臣及び金融庁長官に届け出るものとする。

[条を加える。

- 承認申請書の記載事項に変更がある場合
- 承認申請書の添付書類の記載事項に重要な変更がある場合
- 承認の基準に適合しない事由が生じた場合

[1]

内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、前項第三号の規定による届出を行うときには、承認の基準に適合しない事由に関する改善計画を、当該届出と同時に、又はその届出後速やかに提出するものとする。

(承認の取消し)

第二百四十四条の五 経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、内部評価方式の使用について承認を受けた内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫が前条第一項第二号の届出を怠ったとき又は同項第三号に該当するときで、内部評価方式を用いて証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを算出することが不適当と判断したときは、第二百四十四条の承認を取り消すことができる。

[条を加える。]

(リスク・ウェイト)

第二百四十四条の六 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、第二百四十四条の承認を受けたときには、内部評価制度により証券化エクスポージャーに付与した内部評価をこれに相当する適格格付機関の付与する格付にひも付けすることにより、当該格付を有するものとして、第二百四十一条の規定を準用してリスク・ウェイトを算出するものとする。

<u>第五目</u> 標準的手法準拠方式

(リスク・ウェイト)

第二百四十五条 標準的手法準拠方式により算出される証券化エクス 達ポージャーのリスク・ウェイトは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める比率とする。

- デタッチメント・ポイント (D) がK. (第二百四十七条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K.) をいう。以下同じ。)以下の場合 千二百五十パーセント アタッチメント・ポイント (A) がK.以上の場合 次条の規定により算出されるK.超過部分の所要自己資本率 (K.S.F.A (K.)) に十二・五を乗じて得られる比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあっては百パーセント、それ以外の証券化エクスポージャーについて十五パーセント

[条を加える。]

[目名を付する。]

(裏付資産の加重平均LGD(<u>LGD</u>))

第二百四十五条 第二百四十条第二項に掲げる「裏付資産の加重平均

LGD (LGD) 」とは、次に掲げる算式により算出される値をいう。

$$\underline{LGD} = \frac{\sum_{i} LGD_{i} \cdot EAD_{i}}{\sum_{i} EAD_{i}}$$

LCD:は、第1番目のエクスポージャー(同一債務者に対する複数のエクスポージャーは一のエクスポージャーとみなす。)のLCD

- 2 購入債権を裏付資産とする証券化エクスポージャーについては、 前項の規定にかかわらず、LGDを第百五十五条第五項に掲げる算式 により算出される値とする。
- 3 再証券化エクスポージャーについては、前二項の規定にかかわらず、TGDを百パーセントとする。
- 第百五十五条第五項ただし書の規定は、内部格付手法を採用した

を下回る場合にあっては十五パーセント)

三 アタッチメント・ポイント (A) がK未満であり、かつ、デタ ツチメント・ポイント (D) がKを超える場合 次に掲げる算式により算出される比率 (当該比率が、再証券化エクスポージャーについて百パーセントを下回る場合にあっては百パーセントを下回 たりがの証券化エクスポージャーについて十五パーセントを下回 る場合にあっては十五パーセント)

$RW = \left[\left(\frac{K_A - A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \right] + \left[\left(\frac{D - K_A}{D - A} \right) \cdot 12.5 \cdot K_{SSFA(K_A)} \right]$

KSSFA(KW)は、次条の規定により算出されるKA超過部分の所要自己 資本率

12

商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーが無格付である場合(第二百四十二条の規定により推定格付を有するものとみなされる場合を除く。)であって、当該保有する証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトが、当該保有する証券化エクスポージャーに優先する適格格付機関の格付が付与されている証券化エクスポージャーの中で最もジャー」という。)について外部格付準拠方式を用いて算出されるリスク・ウェイトを下回るときは、当該保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、フロア参照証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトとする。

3 前二項の規定にかかわらず、証券化エクスポージャーの裏付資産 のエクスポージャーの総額に対し、延滞状況を把握していない原資

> 場合の商工組合中央金庫が、裏付資産のデフォルト・リスク及び希 薄化リスクを一体として管理する証券化エクスポージャーについて 、当該裏付資産の加重平均LGDを算出する場合に準用する。

産のエクスポージャーの総額が占める割合が五パーセントを超える場合には、当該証券化エクスポージャーについて標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出することができない。この場合において、当該証券化エクスポージャーには、千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

4 第一項の規定により再証券化エクスポージャーに適用するリスク
・ウェイトを算出するに当たっては、同項及び次条に規定するKiは
、当該再証券化エクスポージャーの裏付資産を証券化エクスポージ
ャーに該当する部分と該当しない部分に区分した上、その区分ごと
にKiを算出し、当該区分ごとのエクスポージャーの額で加重平均し
た値とする。この場合において、当該再証券化エクスポージャーの
裏付資産のうち証券化エクスポージャーに該当する部分についてKiを算出するに当たっては、同条、第二百四十七条及び第二百四十九条の規定にかかわらず、当該部分に係る原資産プールの延滞率(W)は、零とする。

(Kx超過部分の所要自己資本率 (Kssfa (Ka)))

第二百四十六条 前条第一項第二号及び第三号のK.超過部分の所要自 己資本率(Kssra (Ko))は、次に掲げる算式により算出される値をい

$$K_{SSFA(K_A)} = \frac{e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}}{a(u - l)}$$

٥

(N及びLGDの計算における簡便法)

第二百四十六条 第二百四十条第一項に規定する場合において、裏付資産がリテール向けエクスポージャーのときは、同条第二項の規定にかかわらず、h及びvを零とすることができる。

第二百四十四条第三項に規定する (C.) が〇・〇三以下の場合は 前条第一項の規定にかかわらず、LGDは〇・五〇とし、エクスポ

 \sim

$$a = -(1/(p * K_A))$$

$$u = D - K_A$$

$$1 = \max(A - K_A, 0)$$

e、A、D、p及びK/は、それぞれ次に掲げるものとする。 eは、自然対数の底(2.71828を用いるものとする。)

A/は、アタッチメント・ポイント (A)

Dは、デタッチメント・ポイント (D)

pは、1(ただし、再証券化エクスポージャーについては、1.5とす

Kuは、次条の規定により算出される延滞率を勘案した裏付資産の所

要自己資本率

(延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K.))

第二百四十七条 前二条の延滞率を勘案した裏付資産の所要自己資本率 (K_n) は、次条の規定により算出される標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (K_{sn}) 及び第二百四十九条の規定により算出される原資産プールの延滞率 (W) を用いて、次に掲げる算式により算出さ算出される値とする。

 $K_A = (1 - W) \cdot K_{SA} + W \cdot 0.5$

② 前項のKxを算出するに当たり、原資産プールの一部に延滞状況を 把握していない原資産が存在する場合には、裏付資産のエクスポー ジャーの総額に対し、当該延滞状況を把握していない原資産のエク

ージャーの実効的な個数 (N) は、第二百四十四条第一項の規定にかかわらず、次の算式で求められる値とすることができる。ただし、Cmが明らかでない場合は、Nを cl とすることができる。

$$N = \left(C_1 C_m + \left(\frac{C_m - C_1}{m - 1}\right) \max\{1 - mC_1, 0\}\right)^{-1}$$

C₌は、裏付資産に含まれる資産のうち、最もEADの大きなものから順にm個のエクスポージャーのEADの総額が当該裏付資産総額に占める割合

(内部評価方式)

第二百四十七条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は、経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認がある場合、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出することができる。

2 商工組合中央金庫は、前項の場合、内部格付を適格格付機関の付与する格付に紐付けし、第二百三十九条第一項各

号に定める当該格付に対応するリスク・ウェイト

を当該証券化エクスポージャーの額に乗じて得た額を信用リスク・アセットの額とすることができる。

スポージャーの総額が占める割合が五パーセント以下であるときに限り、次に掲げる算式によりKを算出することができる。この場合において、裏付資産のエクスポージャーを、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分に分割し、当該延滞状況を把握していない原資産に係る部分とそれ以外の部分について前項に規定するKNを把握していない原資産に係る部分以外の部分について前項に規定するKNをそれぞれ算出するものとする。

$$K_A = \left(\frac{EAD_{subpool 1}}{EAD_{Total}} \times K_A^{subpool 1}\right) + \frac{EAD_{subpool 2}}{EAD_{Total}}$$

EADSubpool1、EADSubpool2、EADTotal及びKA Subpool1は、それぞれ次に掲げるもの とする。

EADsubpool/は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分以外のエクスポージャーの総額

EADsutpool2は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握していない原資産に係る部分のエクスポージャーの総額

EADTotalは、裏付資産のエクスポージャーの総額

K. Subpool は、裏付資産のエクスポージャーのうち延滞状況を把握して いない原資産に係る部分以外の部分について前項の規定により算 出したK.

(標準的手法による裏付資産の所要自己資本率 (Ksa))

第二百四十八条 前条第一項の標準的手法による裏付資産の所要自己 資本率 (Ksa) は、SAプール又は混合プールに係る証券化エクスポー ジャーの裏付資産のエクスポージャー (オフ・バランス取引に係る

経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官は、内部評価方式を用いて信用リスク・アセットの額を算出することが不適当と判断したときは、第一項の承認を取り消すことができる。

ω

(内部評価方式の運用要件)

第二百四十八条 内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫は 、内部評価方式により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するには、次に掲げる運用要件を満たさなければな

エクスポージャーを含む。以下この条において同じ。)について標準的手法により算出される所要自己資本の額(標準的手法により算出される所要自己資本の額(標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に八パーセントを乗じて得た額をいう。第四項において同じ。)の合計額(以下この条において「裏付資産の所要自己資本の額の合計額」という。)を、当該裏付資産のエクスポージャーの総額で除して得た値を小数で表したものとする。

2 前項のK₃の算出に当たって、証券化取引において、証券化目的導管体を用いている場合には、当該証券化目的導管体の全てのエクスポージャーを裏付資産として取り扱うものとする。ただし、重要でないことが明らかなエクスポージャーについては、この限りでない

[1]

- 3 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額の算出に当たっては、同項の証券化エクスポージャーを保有する商工組合中央金庫が 裏付資産を直接保有していない場合であっても、当該裏付資産を直接保有しているものとみなす。
- 4 第一項のK_Mの算出に当たって、裏付資産に金利スワップ、通貨ス ワップその他のヘッジを目的とした派生商品取引(クレジット・デ フォルト・スワップを除く。)が含まれる場合には、これらの取引 の相手方に対する信用リスクに係る所要自己資本の額は、裏付資産 の所要自己資本の額の合計額に含めるものとし、当該取引の相手方 に対する信用リスクに係るエクスポージャーの額は、裏付資産のエ クスポージャーの総額に含めないものとする。

らない。

- ABCPに対して適格格付機関による格付が付与されており、かつ、当該格付が証券化取引における格付の適格性に関する基準をすべて満たすこと。
- . ABCPプログラムに対する証券化エクスポージャーの信用リスクに係る内部評価が、適格格付機関が当該ABCPプログラムの購入した原資産に用いる評価基準に準拠したものであり、かつ、最初に評価した日において投資適格相当以上であること。
- 内部評価が経営情報及び資本配賦のシステムその他の商工組合中央金庫の内部リスク管理のプロセスに組み込まれており、かつ、前章第四節に定める内部格付手法の最低要件に沿ったものであること。
- 内部評価手続によってリスクの程度が識別され、かつ、各内部評価が適格格付機関のいずれの格付に対応するかを明確に定められていること。
- 一内部評価のプロセス(信用補完の水準を定めるためのストレス・ファクターを含む。)が、主要な適格格付機関が公表している評価基準以上に保守的なものであること。ただし、この号に掲げる適格格付機関は、内部評価のプロセスにおいて評価の対象とする
- 、ABCPに対して二以上の適格格付機関による格付が付与されている場合で、同等の格付を取得するのに必要とされる信用補完の水

資産とするABCPの格付を行っているものに限る

るABCPプログラムにおいて購入される原資産と同種の資産を裏付

第一項のKaaの算出に当たっては、裏付資産に適用される信用リスク削減手法の効果を勘案することができる。

ŋ

6 第一項の裏付資産の所要自己資本の額の合計額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たっては、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び原資産の購入又は譲渡に伴い発生したディスカウントの額(返金を要しないものに限る。)を勘案しないものとする。

準が異なるときは、より保守的な信用補完の水準を要求する適格格付機関のストレス・ファクターを用いること。

- 七 ABCPに格付を付与する適格格付機関の選択に当たっては、総じて格付手法の比較的緩やかな格付機関のみを選択することなく、かつ、選択した適格格付機関が格付手法(ストレス・ファクターを含む。)を変更した場合は、内部評価の基準を変更する必要性について検討するものであること。
- 八 評価の対象とする資産又はエクスポージャーについて適格格付機関の格付手法が公表されていること。ただし、ABCPの格付を行う適格格付機関の格付手法の適用対象に含まれない新規の取引又は特殊な取引については、当該取引に基づくABCPに内部評価手法を用いることにつき経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を得た場合は、この限りでない。
- 内部若しくは外部の監査人、適格格付機関又は金庫内の信用評価若しくはリスク管理部門が内部評価のプロセス及びその有効性について定期的な見直しを行うこと。
- 前号に掲げる監査を行う者は、顧客対応及びABCPを担当する営業部門から独立していること。
- 十一 内部評価方式による運用の実績を評価するために当該実績が継続的に記録されており、かつ、エクスポージャーの実績が対応する内部評価から恒常的に乖離している場合は必要に応じて調整が行われていること。
- 十二 ABCPプログラムにおける資産の引受けに関するガイドライン

(原資産プールの延滞率 (W))

第二百四十九条 第二百四十七条第一項の原資産プールの延滞率 (W) は、原資産プールを構成するエクスポージャーのうち、第四十

<u> 八条第一項に規定する三月以上延滞エクスポージャー及び次に掲げ</u>

が設けられており、かつ、原資産の購入取引の仕組の概要が定められていること。

- 十三 証券化取引における原資産の譲渡人のリスク特性に関する信用分析が行われていること。
- 十四 次に掲げる事項その他の購入する原資産の適格性に関する基準を設けていること。
- (長期にわたって延滞している債権及びデフォルトした債権の購入の禁止
- 個別債務者又は地域的な信用供与の集中制限
- ハ 購入可能な債権の満期に関する上限
- 十五 ABCPプログラムにおいて購入を検討している資産のプールの 損失を推計するに当たっては、信用リスク及び希薄化リスクその 他の生じうるリスクに関するすべての要因を勘案しなければなら
- 十六 裏付資産のポートフォリオの潜在的な信用力低下を防止するために、エクスポージャーのプールごとに購入停止措置その他の資産の購入に関する対策がABCPプログラムに組み込まれているこ

(内部格付手法におけるオフ・バランス資産項目の与信相当額等)

第二百四十九条 オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて外部格付準拠方式又は内部評価方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合には、信用リスク想定元本額の未実

る事由のいずれかが発生した場合のエクスポージャーの総額を、原 資産プールのエクスポージャーの総額で除して得られる値とする。

一 債務超過、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手 続開始の決定、特別清算開始の命令その他これらに類する事由

 \sim

- 三 差押え、仮差押えその他の強制執行手続
- 三 証券化取引の関連契約で規定されるデフォルト事由

<u> 5六目</u> リスク・ウェイトの上限

(証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの上限)

二百五十条 商工組合中央金庫は、第二目から前目までの規定にかかわらず、最優先証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く。)を保有する場合であって、その裏付資産の構成を常に担握することができるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める値を当該最優先証券化エクスポージャーに適用されるリスク・ウェイトの上限とすることができる。

<u>─ 当該最優先証券化エクスポージャーがIRBプールに係る証券化</u>

行の部分の額について百パーセントの掛目を乗じた額を当該証券化エクスポージャーの与信相当額とする。

第二百四十条の規定にかかわらず、オフ・バランス資産項目に係る証券化エクスポージャーについて指定関数方式により信用リスク・アセットの額を計算する場合で、所要自己資本率の計算を行うことができないときは、当該オフ・バランス資産項目に係る未実行部分の額に千二百五十ペーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。ただし、適格流動性補完に係る証券化エクスポージャーについては、想定元本額のうち未実行部分の額を与信相当額として裏付資産を構成する個々の資産に対して標準的手法で適用されるリスク・ウェイトのうち、最も高いリスク・ウェイトを乗じた額をもって、信用リスク・アセットの額とすることができる。

[目名を付する。]

(重複するオフ・バランス資産項目の取扱い)

第二百五十条 第二百三十三条第二項の規定は、内部格付手法により 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に 準用する。ただし、別段の定めのない限り、オフ・バランス資産項 目である証券化エクスポージャーの額に対する掛目は百パーセント とする。

エクスポージャーである場合 前章の規定により算出される信用 リスク・アセットの額に一・○六を乗じて得た額と期待損失の額 に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用して、当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

三 当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化エクスポージャーであり、商工組合中央金庫が内部格付手法準拠方式を用いる場合 当該裏付資産のエクスポージャーのうち第一条第六十八号イ及びロに掲げる要件の全てを満たすものにあっては前章の規定により算出される信用リスク・アセットの額に一・〇六を乗じて得た額と期待損失の額に十二・五を乗じて得た額の合計額を当該最優先証券化エクスポージャーの額で除して得た割合をリスク・ウェイトとして使用し、それ以外のものにあっては第四章の規定により算出されるリスク・ウェイトを使用した場合の当該裏付資産の全てのエクスポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウェイト

当該最優先証券化エクスポージャーが混合プールに係る証券化 エクスポージャーであり、商工組合中央金庫が外部格付準拠方式

されるリスク・ウェイトを使用して、当該裏付資産の全てのエク スポージャーを対象に算出される金額を加重平均したリスク・ウ 又は標準的手法準拠方式を用いる場合 第四章の規定により算出

適格STC証券化エクスポージャー

第二百五十条の二 適格STC証券化エクスポージャーが次の各号に掲 のリスク・ウェイトが十パーセントを下回るときは十パーセント、 ず、当該各号に定めるところにより算出することができる。ただし げる場合に該当する場合には、当該適格STC証券化エクスポージャ 当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージ ジャーである場合において、当該適格STC証券化エクスポージャー リスク・ウェイトが十五パーセントを下回るときは十五パーセント 一のリスク・ウェイトは、第二目から第五目までの規定にかかわら ャーでない場合において、当該適格STC証券化エクスポージャーの 当該適格STC証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポー (適格STC証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト)

p) は、同項に掲げる算式にかかわらず、次に掲げる算式により の場合において、第二百四十条第一項に規定するパラメーター 券化エクスポージャーである場合 内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証 第二目の規定を準用する。こ

[目を加える。]

算出される値とする。

 $p = max[0.3, (A+B*(1/N)+C*K_{IRB}+D*\underline{LGD}+E*M_T)*0.5]$ この式において、 K_{IRB} にあっては第二百三十七条に定めるところにより、N、 \underline{LGD} 、M^T、A、B、C、D及びEにあっては第二百四十条に定めるところによる。

外部格付準拠方式又は内部評価方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーである場合 それぞれ第三目又は第四目の規定を準用する。この場合において、第二百四十一条の規定は次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定めるところにより読み替えるものとする。

適格格付機関の付与する格付又は推定格付(第二百四十二条に規定する推定格付をいう。ロ及びへにおいて同じ。)が長期格付であって、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージャーである場合 第二百四十一条第一項第一号イ中「

6 - 1		信用リスク区分
一五	(ソペーセント) 一年	証券化エクスポー
+	(パーセント) 五年	証券化エクスポージャーの残存期間

6—13	6—12	6—11	6-10	6—9	6-8	6-7	6-6	6-5	6-4	6-3	6-2
L I 时	百六十	百四十	百二十	九十	王十子	**	五十	四十	i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	二十五	十五
二百二十五	百八十	百六十	百四十	百五	九十	r , +	六十五	五十	四十五	四十	11

6-3	6-2	6—1		信用リスク区分	」とあるのは、	6—18	6—17	6—16	6—15	6—14
十五	+		(パーセント)	証券化エクスポー	14, 「	ギニ゙゙゙゠	四百六十	三百八十	三百十	二百五十
l	土五	+	(イペチード) 単王	証券化エクスポージャーの残存期間		千二百五十	五百五	四百二十	三百四十	二百八十

6—14	6—13	6—12	6—11	6-10	6-9	6-8	6-7	6-6	6 — 5	6-4
二百二十五	百七十	百三十五	百二十	+	五十五	四十五	三十五	ļ:I +		十五
二百五十	百九十五	百五十五	百三十五	五十八	六十五	五十五	四十	四十	iii	二十五

6-3	6-2	6—1		信用リスク区分	」と読み替える ロ 適格格付機関 て、当該証券化 ャーでない場合	6—18	6—17	6—16	6—15
11 +	十五	土五	(イペーペン)	証券化エクスポー	と読み替えるものとする。 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が長期格付であっ 、当該証券化エクスポージャーが最優先証券化エクスポージ 一でない場合 二百四十一条第一項第一号ロ中「	#	四百十五	三百四十	二百八十
时 二十	九十	r ,	(イベチー%/)	証券化エクスポージャーの残存期間	惟定格付が長期格付であっ 最優先証券化エクスポーシ 項第一号ロ中「	千二百五十	四百五十五	三百八十	三百五

6—14	6—13	6—12	6—11	6-10	6—9	6-8	6-7	6-6	6 — 5	6-4
九百	七百五十	六百二十	四百七十	三百三十	二百二十	百七十	百二十	Д+	六十	十四
九百五十	八百六十	七百六十	五百八十	四百二十	: 百 	二百六十	二百十	百八十	百六十	百四十

_	6-4	6-3	6—2	6—1		信用リスク区分	」とあるのは、	6—18	6—17	6—16	6—15
	二十五	十五	十五	十五	(パーセント)	証券化エクスポー	7	チニ	チニ	千百	<u>+</u>
	<i>/</i> /+	r , +	五十五	Ш+	(イペーやント) 車圧	証券化エクスポージャーの残存期間		千二百五十	千二百五十	千百三十	千五十

6—16	6—15	6—14	6—13	6—12	6—11	6—10	6-9	6-8	6-7	6—6	6-5
+-	九百1	八百十	六百四十五	五百三十五	四百五	十子旦二	百八十	百五十	九十五	六十	三十五
千十五	九百四十五	八百五十五	十四百十	六百五十五	五百	三百四十五	二百五十五	二百二十五	百七十	百三十五	九十五

信用リスク区分	」とあるのは、	7-4	7—3	7-2	7—1	信用リスク区分	」と読み替え ハ 適格格付物 第二百四-	6—18	6—17
分 リスク・ウェイト (パーセント)	₹, 「	千二百五十	百	五十	十五	分 リスク・ウェイト (パーセント)	と読み替えるものとする。 適格格付機関の付与する格付又は推定格付が短期格付の場合 第二百四十一条第一項第二号中「	千二百五十	千二百五十

7-4	7—3	7-2	7—1
千二百五十	六十	:I +	+

- 」と読み替えるものとする。
- 三 標準的手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券 化エクスポージャーである場合 第五目の規定を準用する。この 場合において、第二百四十六条中「1(ただし、再証券化エクス ポージャーについては、1.5とする。)」とあるのは、「0.5」と 読み替えるものとする。
- 前目の規定は、前項各号に掲げる場合について、準用する。

 \sim

- 第一項の「適格STC証券化エクスポージャー」とは、次に掲げる要件の全てを満たすことをオリジネーター及び投資家が常に確認することができる資産譲渡型証券化取引(ABCP及びABCPプログラムにおける証券化目的導管体に対する貸付け並びに再証券化取引を除く。)に係るエクスポージャーをいう。
- 原資産の特性が同質であること。
- 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間 にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失

産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じ 実績(延滯状況を含む。)に関する情報を入手可能であること。 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資

[1]

個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以

て、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

全てを満たすこと。 原資産が原資産プールに含められる時点で、次に掲げる要件の

らの兆候を示す債権が含まれていないこと。 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれ

証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制勢 行手続が行われている債権が含まれていないこと。 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す

行われていること。 則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に れにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいず

特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成 外国の手続を含む。)を受けていること又は債務者について、 命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定(これらに準ずる 、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定

十一年法律第百五十八号)第二条第三項に規定する特定調停が 成立していること。

- 債務者に係る事故情報(延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。)が信用情報機関に登録されていること。
- 一債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用 評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高い と評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。
- 当初の債権者(オリジネーターを含む。)と債務者との間で 民事上の紛争が起きていること。
- : 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含められる 時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。
- 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。
- 八 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものでは ないこと。カ オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該
- 、 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。

- ・ 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ (分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。)を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。
- 十一 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換え に依存するものではないこと。
- -二 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。
- 十三 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報(支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。)が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。
- 十四 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利 (議決権を含む。) が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。
- 十五 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類 又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中 に入手可能であること。
- 十六 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること(第二百三十一条第三項各号に掲げる条件のいずれかを満たしていることを含む。)。

- 十七 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備 していること。
- できる能力及び十分な実績を備えていること。 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行
- エの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されてい 取引関連書類において、当該業務受託者につき、 ☆ トランシ

П

- 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。
- +取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること
- 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任
- 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。

- 額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。) 原資産に係る元本及び利息の支払実績(予定されていた支払
- 原資産に係る延滞状況等

П

- その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報
- げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満た スク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当 を確定する基準日をいう。次号において同じ。)において、原資 該効果の勘案後のリスク・ウェイト)が、次のイからハまでに掲 四章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト(信用リ 産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第 原資産のカットオフ日(証券化目的導管体に譲渡する原資産

していること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン 当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける 金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

- ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー (イに該当するものを除く。) 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。
- ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。
- 二十一 原資産のカットオフ目において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント(原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合(オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。)にあっては、二パーセント)以下であること。

件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して 適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること 化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要

法令(外国の法令を含む。)又は契約に基づき、当該証券

第三款 信用リスク削減手法

<u>(証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に係る総則)</u>

第二百五十一条 商工組合中央金庫が保有する証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、証券化エクスポージャーに対して提供される保証又はクレジット・デリバティブによる信用リスク削減効果のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める担保(証券化目的導管体から提供される担保を含む。)による信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算 出に当たり、内部格付手法準拠方式を用いる場合 次に掲げる担 保

第七十一条に規定する適格金融資産担保

第百三十八条第四項に規定する適格資産担保

П

当該証券化エクスポージャーに適用するリスク・ウェイトの算 出に当たり、外部格付準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いる 場合 第七十条に規定する適格金融資産担保(包括的手法を用いる る場合にあっては、第七十一条に規定する適格金融資産担保)

2 第四章第六節並びに第百三十五条第一項及び第四項の規定は、

[款名を付する。]

(適格なサービサー・キャッシュ・アドバンスの取扱い)

第二百五十一条 第二百三十三条第一項第三号の規定は、内部格付手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットを計算する場合に準用する。

ω 果を勘案する場合について準用する。 の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、 標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」 のは「第百六条、 ージャー」と、 あるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、 かかわらず、内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」 次条において同じ。 複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあっ <u>ージャーの残存期間(一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる</u> 百十二条中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポ ク削減手法を勘案する当初の時点において、4―2以上の信用リス 同節中「標準的手法を採用した場合の商工組合中央金庫」とあるの ク削減効果を勘案する場合について準用する。 項の規定により保証又はクレジット・デリバティブによる信用リス ては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。 付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が、 「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポ 区分に対応する格付を付与しているもの」と、 とあるのは「関連会社を含み、証券化目的導管体を除く」 第四章第六節の規定は、 「商工組合中央金庫」と、 の規定により適格金融資産担保による信用リスク削減效 同条第四項中「第百六条から第百十条まで」 第百九条、 Ç 第一項 第百十条」と読み替えるものとする。 第百三条第二号中「適格格付機関が格 第百三十五条第一項中「前条の規定に (第一号イ及び第二号に係る部分 この場合において、 この場合において、 とあるのは「商工 「関連会社を含む 4-3以上 同節中 信用リス とある

組合中央金庫」と、第九十五条第一号中「エクスポージャーの残存期間」とあるのは「エクスポージャーの残存期間(一の信用リスク削減手法が残存期間の異なる複数の証券化エクスポージャーに対して提供されている場合にあっては、残存期間が最も長い証券化エクスポージャーのものとする。第百十二条及び第百十三条において同じ。)」と読み替えるものとする。

主 第百三十八条第四項の規定は、第一項(第一号口に係る部分に限る。)の規定により適格資産担保による信用リスク削減効果を勘案する場合について準用する。この場合において、第百三十八条第四項中「第二項の規定にかかわらず、事業法人等向けエクスポージャー(劣後債権を除く。)」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、あるのは「内部格付手法を採用した場合の商工組合中央金庫」と、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」とあるのとする。

(比例的な信用リスク削減手法の取扱い)

二百五十二条 商工組合中央金庫が、証券化エクスポージャーに対して比例的な信用リスク削減手法(信用リスク削減手法によって信用リスク削減効果が提供されている部分が当該信用リスク削減効果の提供対象となるエクスポージャーの全額より小さい場合において、当該信用リスク削減効果を提供する者と受ける者が、当該エクスポージャーに係る損失を当該信用リスク削減効果が提供されている

(内部格付手法における信用リスク削減手法の取扱い)

第二百五十二条 第百三十五条第一項、第三項及び第四項、第百三十八条第三項から第五項まで並びに第百三十九条第一項及び第二項の規定は、証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法に準用する。この場合において、「事業法人等向けエクスポージャー」とあるのは「証券化エクスポージャー」と、「基礎的内部格付手法をを採用した場合の商工組合中央金庫」とあるのは「内部格付手法を

部分のエクスポージャーの額とそれ以外の部分のエクスポージャーの額との割合に応じて負担する信用リスク削減手法をいう。次項において同じ。)による信用リスク削減効果を提供している場合には、当該証券化エクスポージャーに対して当該信用リスク削減効果を提供する部分を直接保有しているものとみなして信用リスク・アセットの額を算出するものとする。

2 商工組合中央金庫が、保有する証券化エクスポージャーに対して 比例的な信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リスク 削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することができるものとする。

| |

(階層化された信用リスク削減手法の取扱い)

<u>第二百五十三条</u> 商工組合中央金庫が、証券化エクスポージャーに対して階層化された信用リスク削減手法(エクスポージャーの信用リスクを優先度の異なる複数の階層に分割して、一以上の階層に係る信用リスクを、信用リスク削減手法を提供する一又は複数の者に移転する信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。)による信用リスク削減手法をいう。次項及び第三項において同じ。エクスポージャーについて分割された複数の階層のうち当該商工組合中央金庫が信用リスク削減効果を提供する階層を直接保有するものとみなしてこの章の規定を適用し、信用リスク・アセットの額を算出するものとする。この場合において、分割された個々の階層を

採用した場合の商工組合中央金庫」と読み替えるものとする

 \sim

- 前項において、当該信用リスク削減手法の効果は、当該証券化エクスポージャーの優先部分から順に当該信用リスク削減手法の額に満つるまで当該信用リスク削減手法を適用する。ただし、次に掲げる場合は、各号に定める割合で適用することができる。
- ・ 信用リスク削減手法がファースト・ロスを引き受ける場合 証券化エクスポージャーの額に対して信用リスク削減手法が引き受けるファースト・ロスの額が占める割合
- 信用リスク削減手法が一定の割合で証券化エクスポージャーに 生じた損失を引き受ける場合 当該一定の割合

(内部格付手法における早期償還条項の取扱い)

第二百五十三条 第二百三十五条の規定は、内部格付手法により早期 償還条項付の証券化取引に係る信用リスク・アセットの額を算出す る場合に準用する。この場合において、「投資家の保有する証券化 エクスポージャーの額」とあるのは、「証券化エクスポージャーを 対象とする実行済みの信用供与の額及び想定元本額の未実行の部分 の信用供与額のEADの額の合計額」と読み替えるものとする。

- 2 前項の計算において、想定元本額の未実行の部分のEADは、証券 化された実行済みの信用供与の額に対して投資家の持分が占める割 合を想定元本額の未実行の部分に乗じて得た値とする。
- 第一項の計算において、投資家の持分に対する信用リスク・アセ

ω

当初の証券化取引(当該証券化エクスポージャーの組成の原因となった証券化取引をいう。以下この条において同じ。)において組成された一のトランシェとみなすものとする。

2 商工組合中央金庫が、保有する証券化エクスポージャーに対して 階層化された信用リスク削減手法による信用リスク削減効果の提供 を受けている場合には、当該証券化エクスポージャーのうち信用リ スク削減効果の提供を受けている部分についてのみ信用リスク削減 効果を勘案することができるものとする。

前項の場合において、階層化された信用リスク削減手法による信

条において「みなしトランシェ」という。 のトランシェとみなしてこの章の規定を適用し、 きは、当該部分を当初の証券化取引において組成された一又は複数 する証券化エクスポージャーの信用リスクを留保する部分があると 付資産を対象として第二百三十七条に規定するKum又は第二百四十 ウェイトを適用する場合には、 ージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、内部格 する階層及び前項に規定する信用リスクを留保する部分(以下この スク・アセットの額を算出するものとする。 用リスク削減効果を勘案した結果として、商工組合中央金庫が保有 とにアタッチメント・ポイント **け手法準拠方式又は標準的手法準拠方式を用いて算出したリスク・** 八条に規定するKsaを算出するものとし、かつ、みなしトランシェご 商工組合中央金庫が第一項に規定する信用リスク削減効果を提供 当初の証券化取引における全ての裏 (A) 及びデタッチメント・ポイン に係る証券化エクスポ 当該部分の信用リ

ットの額は、投資家の保有する証券化エクスポージャーの額に第二百三十五条第二項又は第三項に定める掛目及び所要自己資本率を乗じて得た値とする。

、(D) を算出するものとする。

- 5 商工組合中央金庫が複数の階層に分割される前の当初の証券化工クスポージャー(以下この項及び次項において「当初の証券化工クスポージャー」という。)自体の信用リスクを負っていると仮定した場合において、当該当初の証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たり、第二百三十三条の規定に基づいて外部格付準拠方式を用いるものと判定されるときは、みなしトランシェに係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出には、次の各号に掲げる商工組合中央金庫が保有するみなしトランシェの状況の区分に応じて、当該各号に定めるリスク・ウェイトを適用するものとする。
- 当初の証券化エクスポージャーについて分割された複数の階層
 の中で最も優先度が高い階層である場合 外部格付準拠方式により算出される当初の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト
 前号に掲げる場合に該当せず、当初の証券化取引において組成された当該当初の証券化エクスポージャーに劣後するトランシェから格付を推定することができる場合 前款第三目又は第七目の規定により当該推定された格付を前提として算出されるリスク・ウェイト(外部格付準拠方式の適用に当たっては、商工組合中央金庫が保有する階層の「T」(第二百四十一条第一項第一号ロに掲げる算式に規定するTをいう。)を使用するものとする。)
- <u>前二号のいずれにも該当しない場合</u>前款第五目又は第七目の 規定により算出されるリスク・ウェイト。ただし、第一号に定め

るリスク・ウェイトを下回らないものとする。

6 商工組合中央金庫が前二項の規定により信用リスク・アセットの 額を算出するに当たって、当該商工組合中央金庫が保有するみなし トランシェが、当初の証券化エクスポージャーについて分割された 複数の階層の中で最も優先度が高い階層以外の階層である場合には 、当該当初の証券化エクスポージャーが当初の証券化取引において 最優先証券化エクスポージャーとして組成されたものであっても、 当該みなしトランシェを最優先エクスポージャーとして取り扱わな いものとする。

(CVAリスク相当額の算出)

第二百五十三条の二 [略]

計項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が債券等(第二百六十四条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十五条の承認を受けており、かつ、第五十九条第一項(第百三十九条第六項及び第百四十七条第四項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出するものとする。

|~|| 點]

(証券化エクスポージャーの個別リスク)

(CVAリスク相当額の算出]

第二百五十三条の二

[同左]

前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が債券等(第二百六十四条に規定する債券等をいう。以下この章において同じ。)に係る個別リスクの算出について第二百五十五条の承認を受けており、かつ、第五十九条第一項(第百三十九条第五項又は第百四十七条第五項において準用する場合を含む。)の承認を受けている場合には、第三節に定める先進的リスク測定方式を用いて、次の各号に掲げる者以外の者を取引相手方とする派生商品取引に係るCVAリスク相当額を算出しなければならない。

[一~三 同左]

(標準的手法を採用している商工組合中央金庫における証券化エク

第二百八十五条の二 前三節の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、当該証券化エクスポージャーについて次項の規定により第二百三十一条の四第一項の規定を準用して算定したリスク・ウェイトを十二・五で除した値をリスク・ウェイトとし、第二百六十五条又は第二

2 前項の規定により商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、第六章第一節及び第二節第一款の規定を準用する。この場合において、第二百三十一条の四第一項第二号中「次款の規定」とあるのは「次款(第七目を除く。)の規定」と読み替えるものとする。

ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に当該リスク・ウェイ

トを乗じて得た額を個別リスクの額とする

百六十六条に規定する要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄

スポージャーの個別リスク)

第二百八十五条の二 前三節の規定にかかわらず、標準的手法を採用している商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

・ 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるとこによる。

6-3	6-2	6—1	信用リスク区分
\mathcal{N}	Ш	· ;	証券化エクスポージ 再証券化エク ャー (再証券化エク ジャーの場合 スポージャーを除く (パーセント) 。)の場合
<i>\\</i>	\mathcal{N}		証券化エクスポージ 再証券化エクスポーキー (再証券化エク) ジャーの場合 スポージャーを除く (パーセント)。)の場合 (パーセント)

(証券化エクスポージャーのショート・ポジションの個別リスク)

による。	二 短期格付の場合の	6 51	6—4
	短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところ	百	二十八
	次の表に定めるところ		五十二

_				
7-4	7—3	7—2	7-1	信用リスク区分
F	\mathcal{N}	Ш	一•六	証券化エクスポージ 再証券化エクスポー ャー (再証券化エク ジャーの場合 スポージャーを除く (パーセント) 。)の場合
时	/ /	/\	III 1	再記券化エクスポー ジャーの場合 (パーセント)

(内部格付手法を採用している商工組合中央金庫における証券化エ

第二百八十五条の三 第二百六十四条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。

クスポージャーの個別リスク)

第二百八十五条の三 前三節の規定にかかわらず、内部格付手法を採用している商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーの個別リスクの額を算出する場合には、適格格付機関の付与する格付に対応する信用リスク区分に応じ、次に定めるリスク・ウェイトを第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づき証券化エクスポージャーの銘柄ごとに相殺した後のネット・ポジションの額に乗じて得た額を個別リスクの額とする。

- 長期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところによる。

	头。	7万 票	,		Z	信用リスク 証 区分 券
来 苯	がいまる。	該証券 ント)エクス	かつ、	上があり	が六以	正券化エク
		く ア	(プーナ	上の場合	Nが六以 Nが六以 Nが六未	スポージャー
		く ト)	(>゚ 4	満の場合	Nが六未	証券化エクスポージャー(再証 再証券化エク 券化エクスポージャーを除く。 ジャーの場合)の場合
上 4	化エクス	ャーが最 優先証券	スポージ	券化エク	当該再証	再証券化エクスポージャーの場合
[}	代エクスポージャ	ャーが最優先証券	スポージ	券化エク	当該再証	ェクスポー

8—6	8 — 5	8-4	8-3	8-2	8—1	
· NO	一•六〇	〇・九六	O. VO	〇· 大国	〇・五六	エー(価よを)場一クグ内方る含で合せるまま、場式場むあ()、
	_· \(\)	一• 六〇	— • <u>ज</u> ज		〇・九六	
00		□. \(\(\)\(\)		• 00	· :	
00 · V	四・八〇	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	OV - =	• 00	· ;	評に合。るパト価よを)場一入る名でで合せ、実場むあ(ン
+ 0	W.00	五・二〇	□ · ○ ○	·	二·四〇	評に合。いい大ちるを、場上、おるをで場って、なっなっない、シスは、おななり、シン・

信用リスク	二 短期枠による。	8—12	8—11	8—10	8-9	8-8	8-7
証券化エク	行の場合の		I	Lit			四・八〇
証券化エクスポージャー(再証	短期格付の場合のリスク・ウェイトは、次の表に定めるところよる。	百・〇〇	五十二・〇〇	三十四・〇〇	<u>-</u> +.00	N·00	›· ○○
再証券化エクスポ	次の表に定		ナ・・・	四十·〇 〇	<u>-</u> + <u>-</u> -	+六・〇	÷
cクスポー 	: 882 27 8		ホ +ル・	五十二・	□ + · ○	-+.V.	+ 1 . 0

-164-

7-1		区分
○・五六	N上、当化ポー先エー(価よを)場一)がでか該エーが証クジ内方る含で合せたあつ証クジ最券スャ部式場むあ(シンり、券スャ優化ポー評に合。るパトリり、券スャ優化ポー評に合。るパト	茶化エク)の場合
()・五六()・九六	ストンンシック ドのパン 大場し り合っと	券化エクスポージャーを除く。)の場合
· ·	N 満 ン が の パ し 、	ーを除へ。
· ·	当券スャ優化ポー評に合。るパト談化ポー先エー(価よを)場一(再エーが証クジ内方る含で合せ証クジ最券スャ部式場むあ(ン	ジャーの場合
	当券スャ優化ポー評に合。いパト該化ポー先エー(価よを)場一再エーが証クジ内方る含で合や証クジ最券スャ部式場むな(ン	

[条を削る。]

~1 ~1 ~1 ω \sim 回・人〇 〇・

大

六 · · 汁・00 \neg \cdot \land \circ 一一〇〇 + $|\!|\!|$. . \bigcirc \bigcirc +>. 田• 0

(無格付の証券化エクスポージャーの個別リスク等)

三百八十五条の四 第二百三十二条第二項から第六項まで及び第二百六十四条第二項の規定は、証券化エクスポージャーの個別リスクの額の計算について準用する。この場合において、第二百三十二条第二項中「前項」とあるのは「第二百八十五条の二及び第二百八十五条の三」と、「千二百五十パーセント」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えて準用する前項第一号」と、同条第四項中「第二項第二号」とあるのは「第二百八十五条の四第一項の規定により読み替えて準用する第二項第二号」と、同条第六項中「信用リスク・アセットの額」とあるのは「個別リスクの額」と読み替えるものとする。

前項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第二項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第二項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫が証券化エクスポージャーに係

る原資産の信用リスクの算出について内部格付手法の承認を受けている場合又は当該原資産の追加的リスクの算出について内部モデル方式の承認を受けている場合には、第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付(前項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第二項各号に該当する場合を含む。以下この条において同じ。)の証券化エクスポージャーについて、第二百四十条第一項第二号に規定する所要自己資本の額を個別リスクの額とすることができる。

第一項の規定により読み替えて準用する第二百三十二条第二項及び前項の規定にかかわらず、商工組合中央金庫は、第二百六十五条又は第二百六十六条に定める要領に基づいて相殺した後の無格付の証券化エクスポージャーについて、当該無格付の証券化エクスポージャーに対して適用される信用リスクに係る標準的手法のリスク・ウェイトの加重平均値に八パーセント及び集中レシオ(当該無格付の証券化エクスポージャーの額の合計額を、当該無格付の証券化エクスポージャーの額の合計額で除した値をいう。以下この項において同じ。)を乗じた値をマーケット・リスクに係るリスク・ウェイトとして適用することができる。ただし、当該集中レシオが十二・五以上である場合は、当該無格付の証券化エクスポージャーは、百パーセントのリスク・ウェイトを適用するものとする。

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、当該証券化エクスポージャーに当該リスク・ウェイトを乗じて得た値を個別リスクの額とする。ただし、証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額を除くものとする。

[項を削る。]

<u>第二百八十五条の五</u> [略]

<u>第二百八十五条の六</u> [略]

第二百八十五条の七 【略】

4 前二項の規定にかかわらず、無格付の証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトは、当該無格付の証券化エクスポージャーよりも優先され、かつ、格付を有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトを下回らないものとする。

(百パーセントのリスク・ウェイトの適用とされた証券化エクスポージャーの取扱い)

<u>第二百八十五条の五</u> [同左]

- この節の規定により証券化エクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合については、第二百三十条 (第一項第二号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。
- ③ 信用補完機能を持つI/Oストリップスについては、第二百三十条(第一項第一号を除く。)の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第二百八十五条の六 [同左]

<u> 二百八十五条の七</u> [同左]

第二百八十五条の八 [同左]

を除く全体に付した傍線は注記である。	
第二百八十五条の十四 [同左]	第二百八十五条の十三 [略]
第二百八十五条の十三 [同左]	第二百八十五条の十二 [略]
第二百八十五条の十二 [同左]	第二百八十五条の十一 [略]
第二百八十五条の十一 [同左]	第二百八十五条の士 [略]
第二百八十五条の土 [同左]	第二百八十五条の九 [略]
第二百八十五条の九 [同左]	第二百八十五条の八 [略]